

第Ⅰ部

平成30年 観光の動向

第1章 世界の観光の動向

第1節 世界のマクロ経済の概況

2018年(平成30年)の世界経済は、2017年(平成29年)に引き続き、緩やかに回復したが、回復の勢いは各国・地域間で差がみられた。

IMF¹(国際通貨基金)によると、実質経済成長率は、世界全体では、2017年(平成29年)は3.8%、2018年(平成30年)は3.6%となった。

米国では、2017年(平成29年)は2.2%、2018年(平成30年)は2.9%と成長率に勢いがみられた。

EU²(欧州連合)では、2014年(平成26年)以降、2%前後で推移しており、緩やかな景気回復が続いている。

中国では、2010年(平成22年)に10.6%であったが、2018年(平成30年)では6.6%となり、他の国・地域と比べれば、依然高い成長率であるものの、伸びは鈍化している。

ASEAN³(東南アジア諸国連合)の主要5箇国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナム)では、2013年(平成25年)以降は5%前後で推移しており、2018年(平成30年)は5.2%となった。

その他の新興国では、中南米カリブ海諸国は2016年(平成28年)に-0.6%となったが、2017年(平成29年)にはプラスに転じ、2018年(平成30年)は1.0%となった。

中東・北アフリカでは、2009年(平成21年)に0.8%まで落ち込み、その後は1.8%~5.3%の間で推移しており、2018年(平成30年)は1.4%となった。

サハラ以南アフリカは、2010年(平成22年)の7.1%以降、徐々に鈍化し、2016年(平成28年)には1.4%まで低下したが、2017年(平成29年)には2.9%と持ち直し、2018年(平成30年)も引き続き3.0%と伸びを維持している(図表I-1)。

図表I-1 主要国・地域の実質経済成長率の推移

(単位：%)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
世界全体	-0.1	5.4	4.3	3.5	3.5	3.6	3.4	3.4	3.8	3.6
日本	-5.4	4.2	-0.1	1.5	2.0	0.4	1.2	0.6	1.9	0.8
米国	-2.5	2.6	1.6	2.2	1.8	2.5	2.9	1.6	2.2	2.9
EU(欧州連合)	-4.2	2.0	1.8	-0.3	0.3	1.9	2.4	2.1	2.7	2.1
中国	9.2	10.6	9.5	7.9	7.8	7.3	6.9	6.7	6.8	6.6
ASEAN(5カ国)	2.4	6.9	4.7	6.2	5.1	4.6	4.9	5.0	5.4	5.2
中南米カリブ海諸国	-2.0	6.1	4.6	2.9	2.9	1.3	0.3	-0.6	1.2	1.0
中東・北アフリカ	0.8	4.9	4.4	4.9	2.4	2.7	2.5	5.3	1.8	1.4
サハラ以南アフリカ	3.8	7.1	5.3	4.7	5.2	5.1	3.2	1.4	2.9	3.0

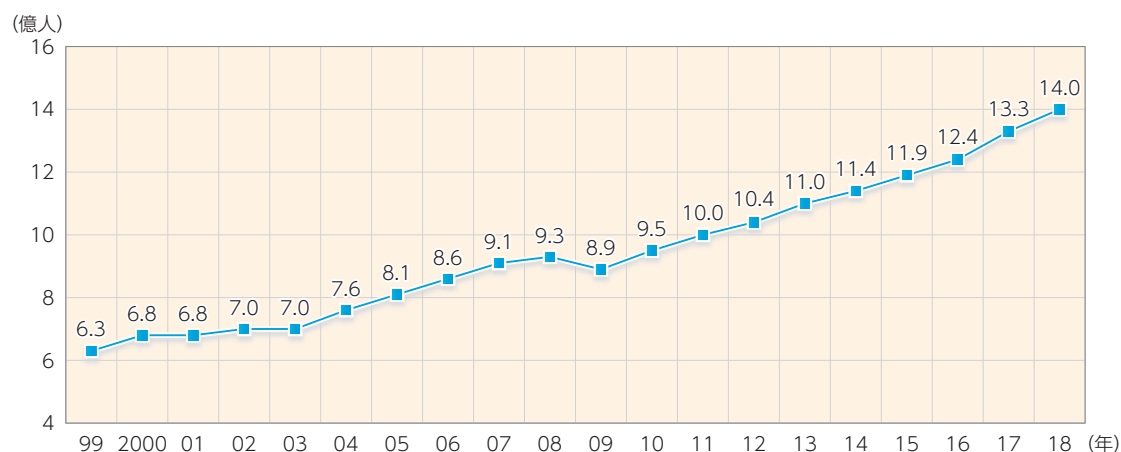
資料：IMF「World Economic Outlook Database, April 2019」に基づき観光庁作成

1 International Monetary Fundの略
2 European Unionの略
3 Association of South-East Asian Nationsの略

第2節 2018年(平成30年)の世界の観光の状況

UNWTO⁴(国連世界観光機関)の2019年(平成31年)1月の発表では、2018年(平成30年)の世界全体の国際観光客数は前年より約7,400万人増(対前年比5.6%増)となり14億人に達した。2009年(平成21年)はリーマンショックの影響から減少したが、それ以降は9年連続での増加となった(図表I-2)。

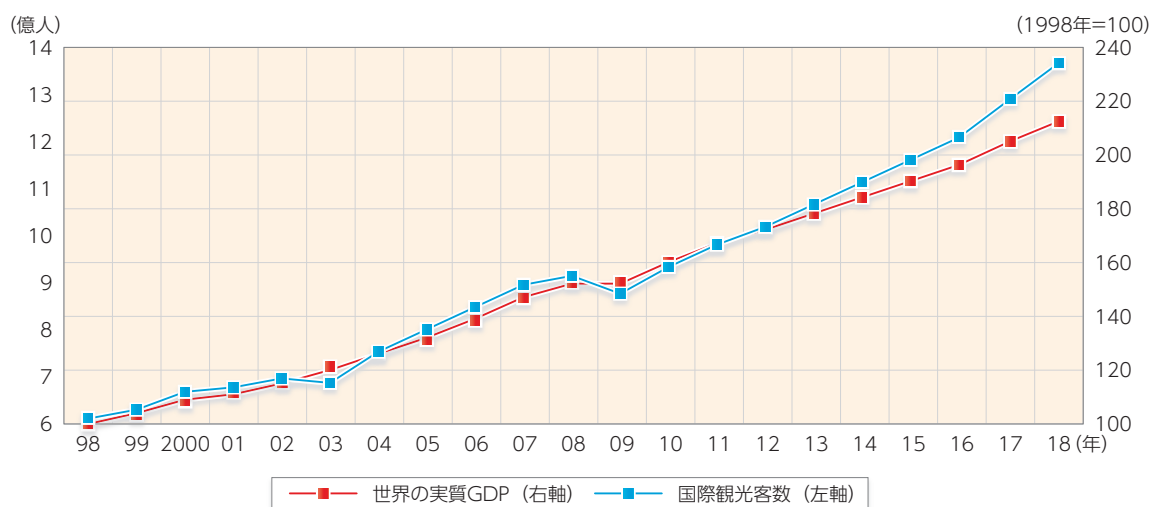
図表I-2 国際観光客数の推移



資料：UNWTO(国連世界観光機関)資料に基づき観光庁作成

国際観光客数と世界の実質GDPは強い相関がみられるが、近年では国際観光客数の伸びが上回っている(図表I-3)。

図表I-3 国際観光客数と世界の実質GDPの推移



資料：UNWTO(国連世界観光機関)、IMF(国際通貨基金)資料に基づき観光庁作成

注1：世界の実質GDPは、1998年(平成10年)を100として指数化。

4 World Tourism Organizationの略

UNWTO(国連世界観光機関)の2019年(平成31年)1月の発表によると、欧州を訪れた国際観光客数は、2018年(平成30年)では、前年から約3,820万人増加(対前年比5.7%増)し、約7億1,260万人となった。

アジア太平洋を訪れた国際観光客数は、2018年(平成30年)では、前年から約1,960万人増加(対前年比6.1%増)し、約3億4,260万人となった。

米州を訪れた国際観光客数は、2018年(平成30年)では、前年から約610万人増加(対前年比2.9%増)し、約2億1,720万人となった(図表I-4)。

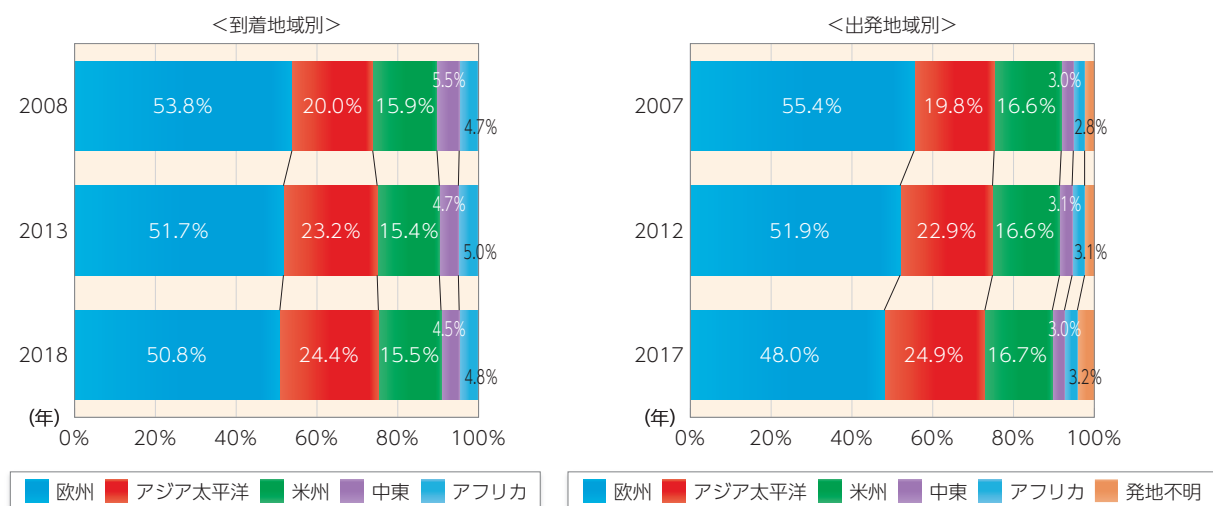
■ 図表I-4 ■ 地域別国際観光客数(2018年(平成30年))

	国際観光受入数 (単位：万人)	対前年増減数 (単位：万人)	対前年伸び率
世界全体	140,300	7,400	5.6%
欧州	71,260	3,820	5.7%
アジア太平洋	34,260	1,960	6.1%
米州	21,720	610	2.9%
アフリカ	6,710	450	7.3%
中東	6,360	600	10.3%

資料：UNWTO(国連世界観光機関)資料に基づき観光庁作成

国際観光客数の地域別シェアは、到着地域別及び出発地域別ともに欧州が約半数を占めているが、過去10年でみると、アジア太平洋のシェア拡大にともない、欧州のシェアは減少傾向にある。(図表I-5)。

■ 図表I-5 ■ 国際観光客数の地域別シェア

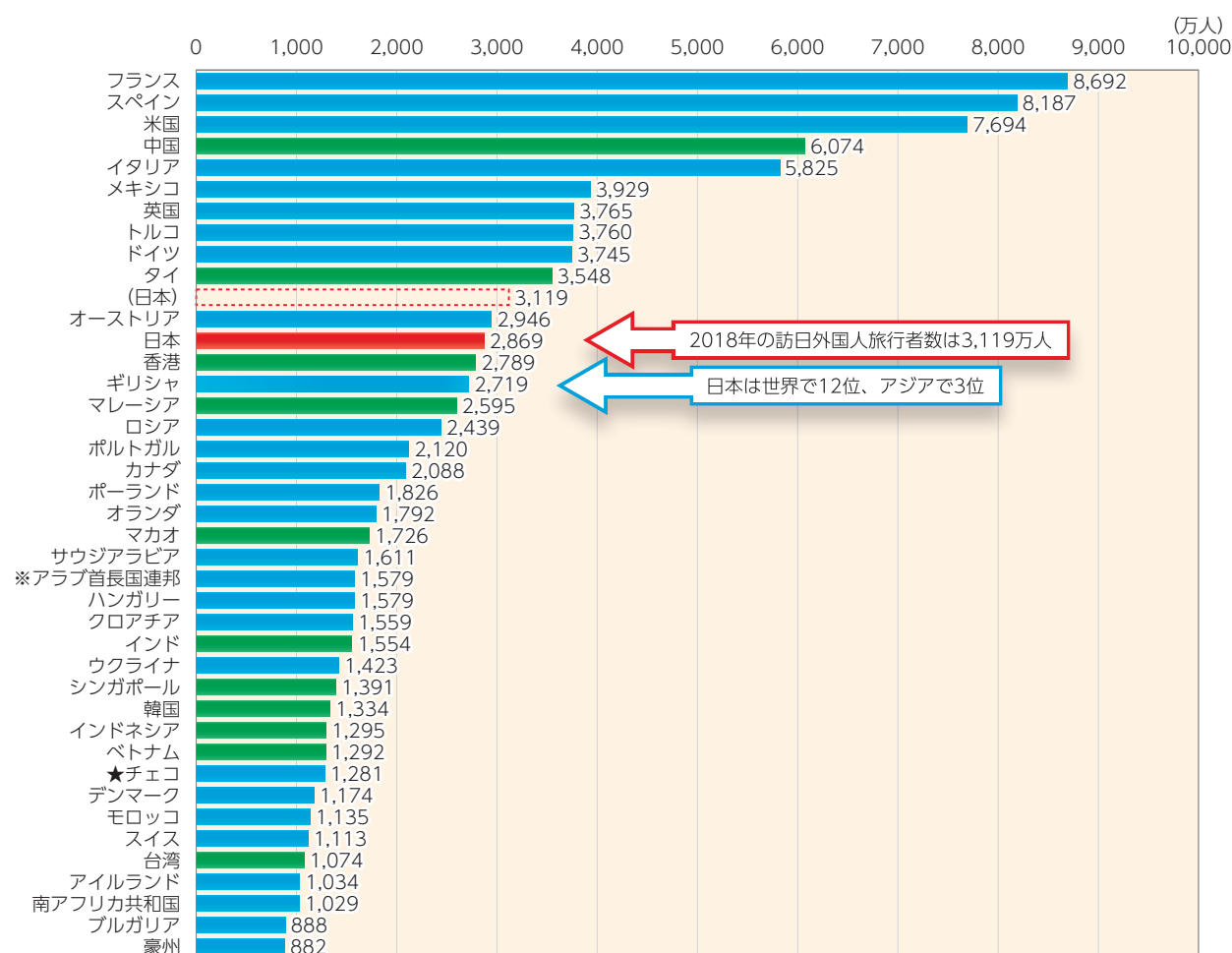


資料：UNWTO(国連世界観光機関)資料に基づき観光庁作成

外国人旅行者受入数については、国・地域ごとに異なる統計基準により算出されているため、比較する際には、統計基準の違いに注意する必要があるが、2017年（平成29年）の外国人旅行者受入数は、フランスが8,692万人で前年に引き続き1位となり、スペインが8,187万人で2位、米国が7,694万人で3位であった。日本は2016年（平成28年）の2,404万人（16位（アジアで5位））から2,869万人（12位（アジアで3位））となり、人数の増加とともに順位を上げた。

なお、2018年（平成30年）の訪日外国人旅行者数は、前年比8.7%増の3,119万人であり、2017年（平成29年）の外国人旅行者受入数ランキングでは11位に相当する（図表I-6）。

■ 図表I-6 ■ 外国人旅行者受入数ランキング（2017年（平成29年））



資料：UNWTO（国連世界観光機関）資料に基づき日本政府観光局作成

注1：本表の数値は2019年（平成31年）5月時点の暫定値である。

注2：★印を付した国は、2017年（平成29年）の数値が未発表であるため、2016年（平成28年）の数値を採用した。

注3：アラブ首長国連邦は、ドバイのみの数値である。

注4：本表の緑のグラフは、アジア地域に属する国・地域である。

注5：本表で採用した数値は、日本、ロシア、韓国、ベトナム、台湾、豪州を除き、原則的に1泊以上した外国人訪問者数である。

注6：外国人訪問者数は、数値が追って新たに発表されたり、さかのぼって更新されることがあるため、数値の採用時期によって、そのつど順位が変わり得る。

注7：外国人旅行者数は、各国・地域ごとに日本とは異なる統計基準により算出・公表されている場合があるため、これを比較する際には注意を要する。

（例：外国籍乗員数（クルー数）について、日本の統計には含まれないが、フランス、スペイン、中国、韓国等の統計には含まれている。）

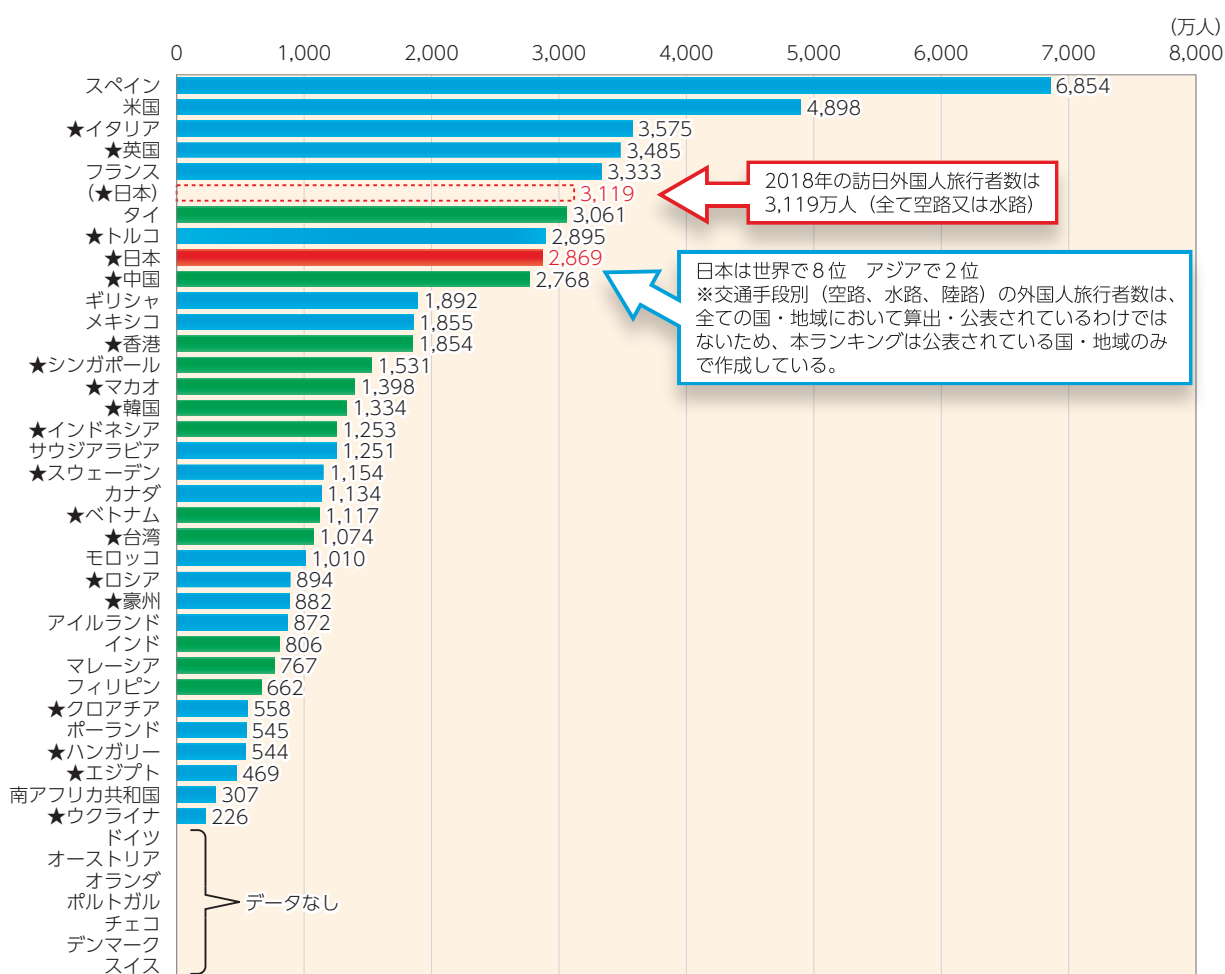
日本は島国であり、海外からの訪日は空路と水路に限られる。一方、欧州等多くの国が隣国と陸続きで鉄道、自動車等の陸路による入国も多いことから、我が国と同様の条件となるように空路又は水路による外国人旅行者受入数を比較したのが図表I-7である。

2017年(平成29年)は、スペインが6,854万人で1位となり、米国が4,898万人で2位、イタリアが3,575万人で3位であった。日本は2,869万人(8位(アジアで2位))であり、2016年(平成28年)の2,404万人(7位(アジアで2位))から人数は増えたものの順位を下げた。

なお、2018年(平成30年)の訪日外国人旅行者数3,119万人は、2017年(平成29年)の空路又は水路による外国人旅行者受入数ランキングでは6位に相当する。

また、このランキングは、空路又は水路による外国人旅行者数が把握できない国・地域は含まれていない点に注意する必要がある。

図表I-7 空路又は水路による外国人旅行者受入数ランキング(2017年(平成29年))



資料：UNWTO(国連世界観光機関)資料に基づき日本政府観光局作成

注1：外国人旅行者数は、各国・地域ごとに異なる統計基準により算出・公表されているため、これを厳密に比較する際には統計基準の違いに注意することが必要。

注2：本表の数値は2019年(平成31年)1月時点の値である。

注3：本表で採用した数値は、★印を付した国・地域を除き、原則的に1泊以上した外国人旅行者数である。

注4：本表の緑のグラフは、アジア地域に属する国・地域である。

注5：2017年(平成29年)の数値が未発表又は不明である国・地域については、統計発表のある直近年の数値を採用した。

注6：本表で採用した数値は、空路、水路、陸路の交通手段のうち、陸路(自動車等による入国)を除いた外国人旅行者数である。

注7：ドイツ、オーストリア、オランダ、ポルトガル、チェコ、デンマーク、スイスは、交通手段別のデータがないため、空路又は水路による外国人旅行者数は不明である。

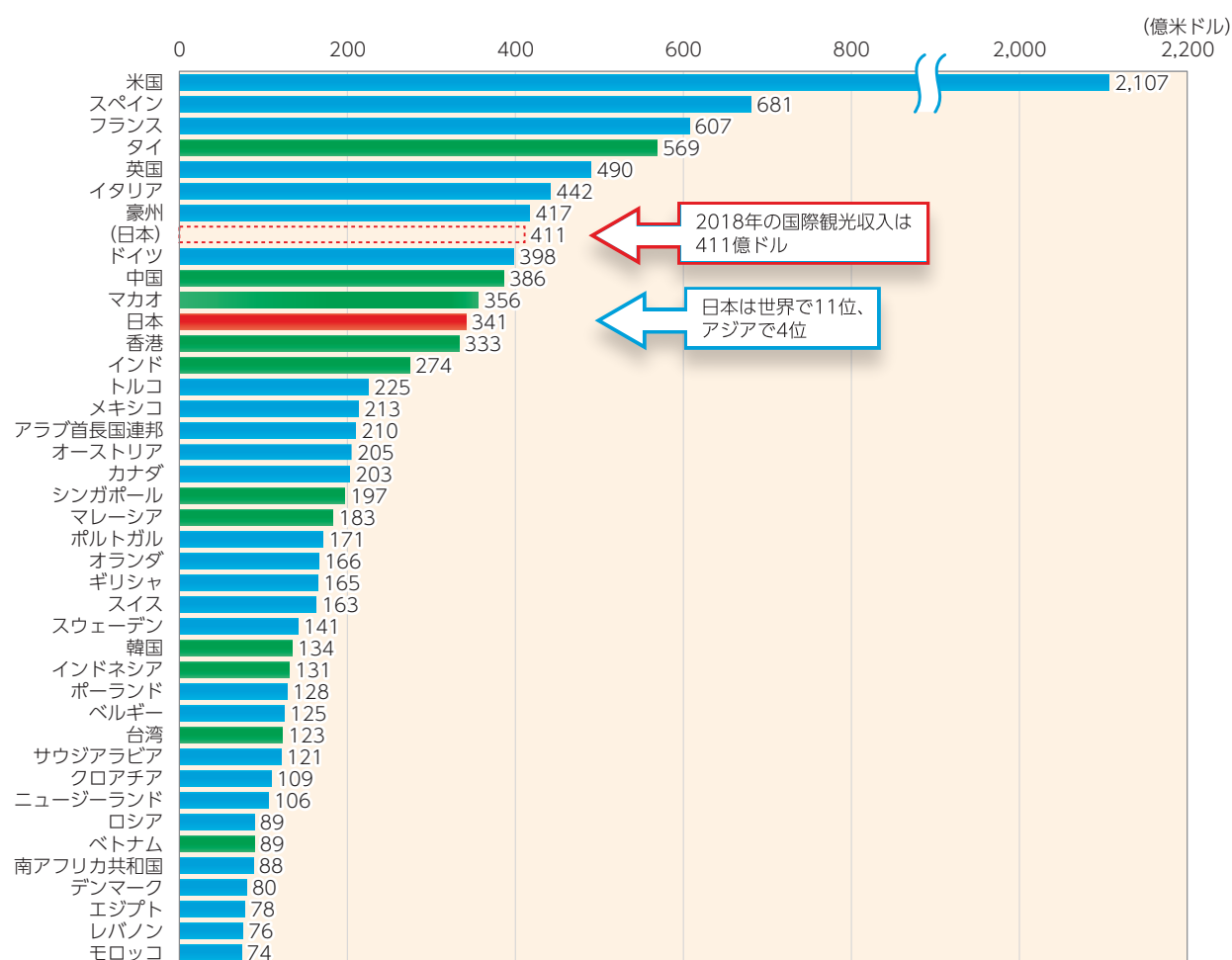
注8：外国人旅行者数は、数値が追って新たに発表されたり、さかのぼって更新されることがあるため、数値の採用時期によって、そのつど順位が変わり得る。

2017年(平成29年)の各国・地域の国際観光収入については、米国が2,107億ドルで1位となり、スペインが681億ドルで2位、フランスが607億ドルで3位となった。

日本は341億ドル(11位(アジアで4位))と、2016年(平成28年)の307億ドル(11位(アジアで4位))に比べて金額は増えたが同順位となっている。アジアについて見ると、タイが569億ドルで1位となった。

なお、2018年(平成30年)の日本の国際観光収入は411億ドルであり、2017年(平成29年)のランキングでは8位に相当する(図表I-8)。

■ 図表I-8 ■ 国際観光収入ランキング(2017年(平成29年))



資料：UNWTO(国連世界観光機関)、各国政府観光局資料に基づき日本政府観光局作成

注1：本表の数値は2019年(令和元年)5月時点の暫定値である。

注2：本表の国際観光収入には、国際旅客運賃が含まれていない。

注3：本表の緑のグラフは、アジア地域に属する国・地域である。

注4：国際観光収入は、数値が追って新たに発表されたり、さかのぼって更新されることがある。

また、国際観光収入を米ドルに換算する際、その時ごとに為替レートの影響を受け、数値が変動する。

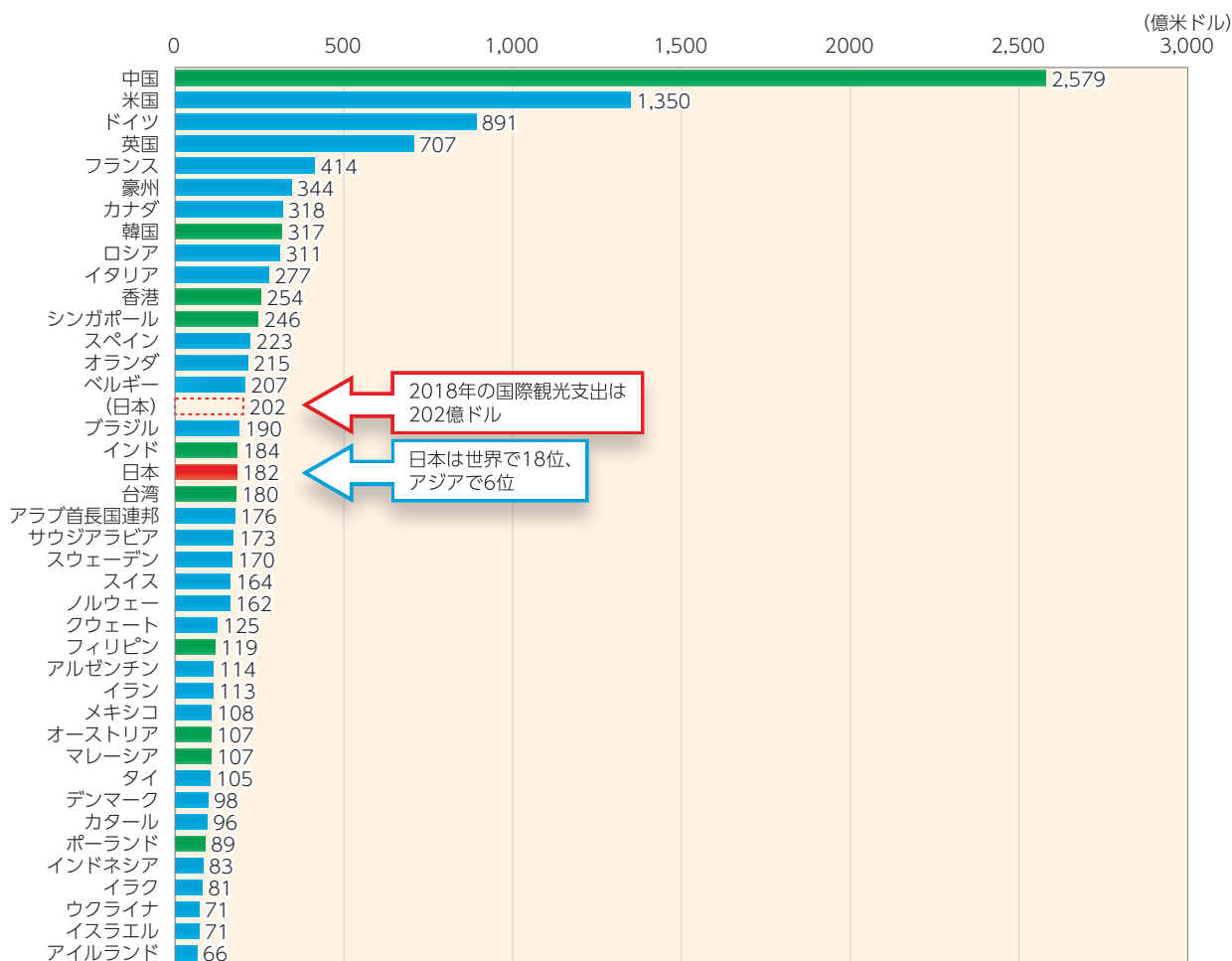
そのため、数値の採用時期によって、そのつど順位が変わり得る。

2017年(平成29年)の各国・地域の国際観光支出については、中国が2,579億ドルで1位となり、米国が1,350億ドルで2位、ドイツが891億ドルで3位と、2016年(平成28年)と同順位となった。

日本は182億ドル(18位(アジアで6位))となり、2016年(平成28年)の185億ドル(16位(アジアで5位))から金額、順位ともに下げた。

なお、2018年(平成30年)の日本の国際観光支出は202億ドルとなり、2017年(平成29年)のランキングでは16位に相当する(図表I-9)。

図表I-9 国際観光支出ランキング(2017年(平成29年))



資料：UNWTO(国連世界観光機関)、各国政府観光局資料に基づき日本政府観光局作成

注1：本表の数値は2019年(令和元年)5月時点の暫定値である。

注2：本表の国際観光支出には、国際旅客運賃が含まれていない。

注3：本表の緑のグラフは、アジア地域に属する国・地域である。

注4：国際観光支出は、数値が追って新たに発表されたり、さかのぼって更新されることがある。

また、国際観光支出を米ドルに換算する際、その時ごとに為替レートの影響を受け、数値が変動する。

そのため、数値の採用時期によって、そのつど順位が変わり得る。

第2章 日本の観光の動向

2018年(平成30年)の日本経済は、内閣府「日本経済2018-2019」(2019年(平成31年)1月)によると、世界経済の緩やかな回復が続く中で、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、企業収益は過去最高の水準となり、雇用・所得環境も改善し、緩やかな回復基調が続いている。また、民間企業設備投資やインバウンド需要の高まり等を踏まえた建設投資等国内需要も増加しており、好循環が進展している。

2018年(平成30年)は、2016年(平成28年)3月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において掲げた目標の確実な達成に向け、2018年(平成30年)6月に観光立国推進閣僚会議の第9回会合において、「観光ビジョン実現プログラム2018」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2018)を決定し、既成概念にとらわれない大胆な施策を実行した1年であった。

一方、平成30年7月豪雨や9月の台風第21号上陸、平成30年北海道胆振東部地震等大規模な災害が相次ぎ、各観光地にも影響を及ぼした1年であった。

第1節 訪日旅行の状況

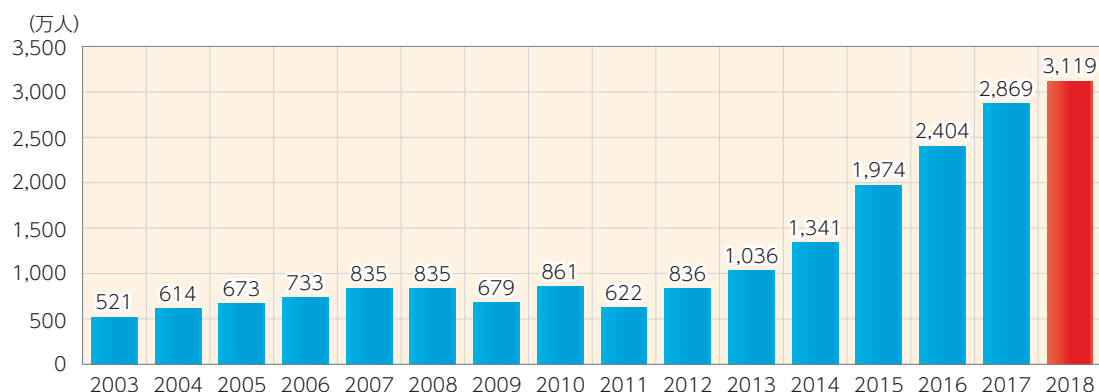
1 訪日旅行の状況

2018年(平成30年)の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる3,119万人(対前年比8.7%増)となり、初めて3,000万人を突破した。

また、6年連続で過去最高を更新し、2020年(令和2年)に4,000万人にするとの目標に向けて堅調に推移している(図表I-10)。

このように、訪日外国人旅行者数が堅調に増加している要因としては、近隣アジア諸国を中心とした諸外国のアウトバウンドが増加する中、観光を地方創生の切り札、我が国の成長戦略の柱と位置付け、ビザ緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等、これまでにない大胆な取組を国をあげて実行するとともに、CIQ⁵体制の充実や航空・鉄道・港湾等の交通ネットワークの充実、多言語表記をはじめとする受入環境整備等への関係者の協力、日本政府観光局をはじめとしたインバウンド関係者が連携して取り組んだプロモーション等の成果によるものと考えられる。

図表I-10 訪日外国人旅行者数の推移



資料：日本政府観光局資料に基づき観光庁作成

⁵ 税関(customs)、出入国審査(immigration)、検疫(quarantine)の総称。

国・地域別にみると、主要20市場⁶のうち香港を除く19市場において年間での過去最高を記録した。

アジアからの訪日外国人旅行者数は、2,637万人で前年比8.3%増となり、訪日外国人旅行者数全体に占める割合は84.5%となった。年間を通じて、韓国やタイ等との間の航空便数の増加等が訪日需要を喚起したと考えられる。

東アジアでは、中国で13.9%と2桁を超える伸び率となり800万人を超えるなど、中国、韓国、台湾、香港で7.5%増の2,288万人となった。

東南アジアは、ASEAN(東南アジア諸国連合)の主要6箇国(タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)の訪日外国人旅行者数の合計が333万人となり、初めて300万人を超えた。またタイでは初めて100万人を突破した。

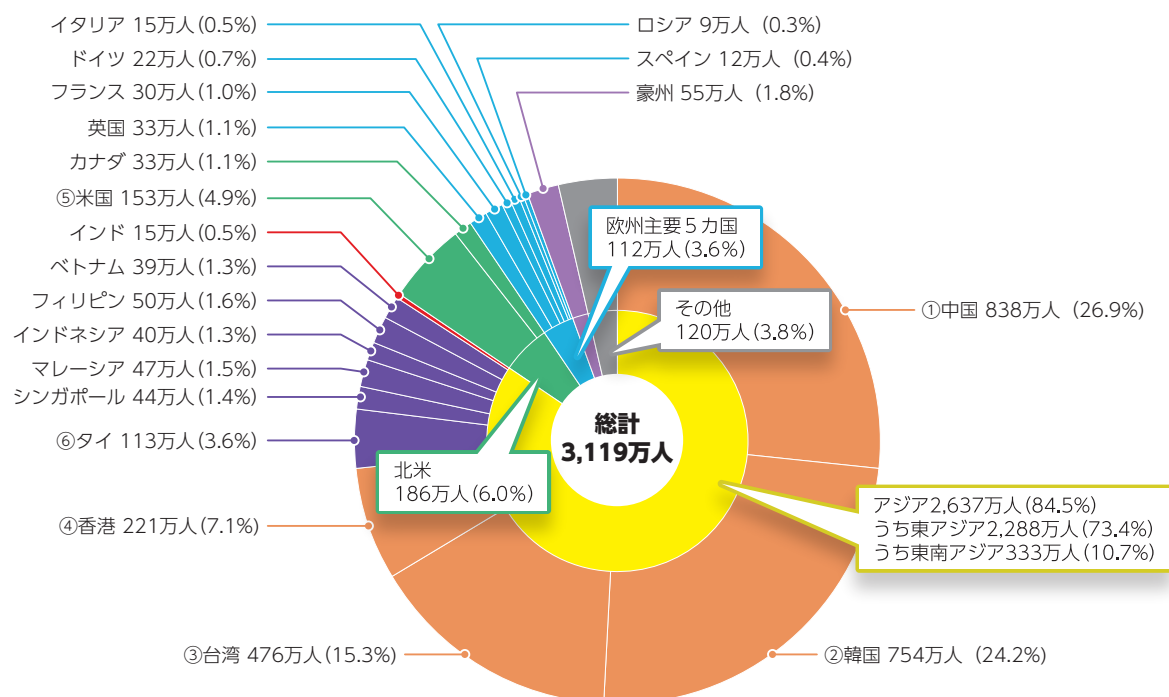
欧州からの訪日外国人旅行者数は172万人となり、このうち主要5箇国(英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン)では112万人となった。

北米からの訪日外国人旅行者数は186万人となり、このうち米国は153万人となり、初めて150万人を超えた。

オーストラリアからの訪日外国人旅行者数は55万人となった。

その他の地域では、南米が10.5万人、アフリカが3.8万人であった(図表I-11)。

■ 図表I-11 ■ 訪日外国人旅行者の内訳 (2018年(平成30年))



資料：日本政府観光局資料に基づき観光庁作成

注1：()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア。

注2：「その他」には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。

注3：数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。

⁶ 韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、スペインの計20箇国・地域のことを指す(2019年(平成31年)3月現在)。

地域別の訪日外国人旅行者数のシェアの推移をみると、2018年（平成30年）は、相次ぐ自然災害の影響により、特に東アジアにおいて、下半期に訪日外国人旅行者数の伸び率に鈍化傾向がみられたこと等から、東アジアのシェアが前年より0.8%縮小した。一方、航空便の便数増加等により訪日外国人旅行者数が堅調に推移した東南アジアや、同年2月より旅行先としての日本の認知を広げるための「グローバルキャンペーン」を展開してきた欧米豪については、前年よりシェアが拡大している（図表I-12）。

図表I-12 地域別の訪日外国人旅行者数とシェアの推移

国・地域	2017年		2018年	
	訪日者数	シェア	訪日者数	シェア
アジア	2,434万人	84.8%	2,637万人	84.5%
東アジア	2,129万人	74.2%	2,288万人	73.4%
東南アジア	292万人	10.2%	333万人	10.7%
欧米豪	326万人	11.4%	363万人	11.7%
その他	110万人	3.8%	120万人	3.8%

資料：日本政府観光局

訪日外国人旅行者による日本国内における消費額は、2012年（平成24年）以降急速に拡大し、2018年（平成30年）は4兆5,189億円となった（図表I-13）。他方、訪日外国人旅行者1人当たりの旅行支出は、2018年（平成30年）は153,029円となった。2020年（令和2年）に訪日外国人旅行消費額を8兆円にするとの目標に向け、1人当たり旅行支出の増加が必要であり、そのためには、1人当たり旅行支出が比較的高い傾向にある欧米豪からの旅行者の掘り起こし、富裕層の獲得、体験型観光の充実等を通じた各観光地での滞在期間の長期化等が重要である。

図表I-13 訪日外国人旅行者による消費の推移

年	訪日外国人旅行消費額
2012年 (平成24年)	1兆846億円
2013年 (平成25年)	1兆4,167億円
2014年 (平成26年)	2兆278億円
2015年 (平成27年)	3兆4,771億円
2016年 (平成28年)	3兆7,476億円
2017年 (平成29年)	4兆4,162億円
2018年 (平成30年)	4兆5,189億円

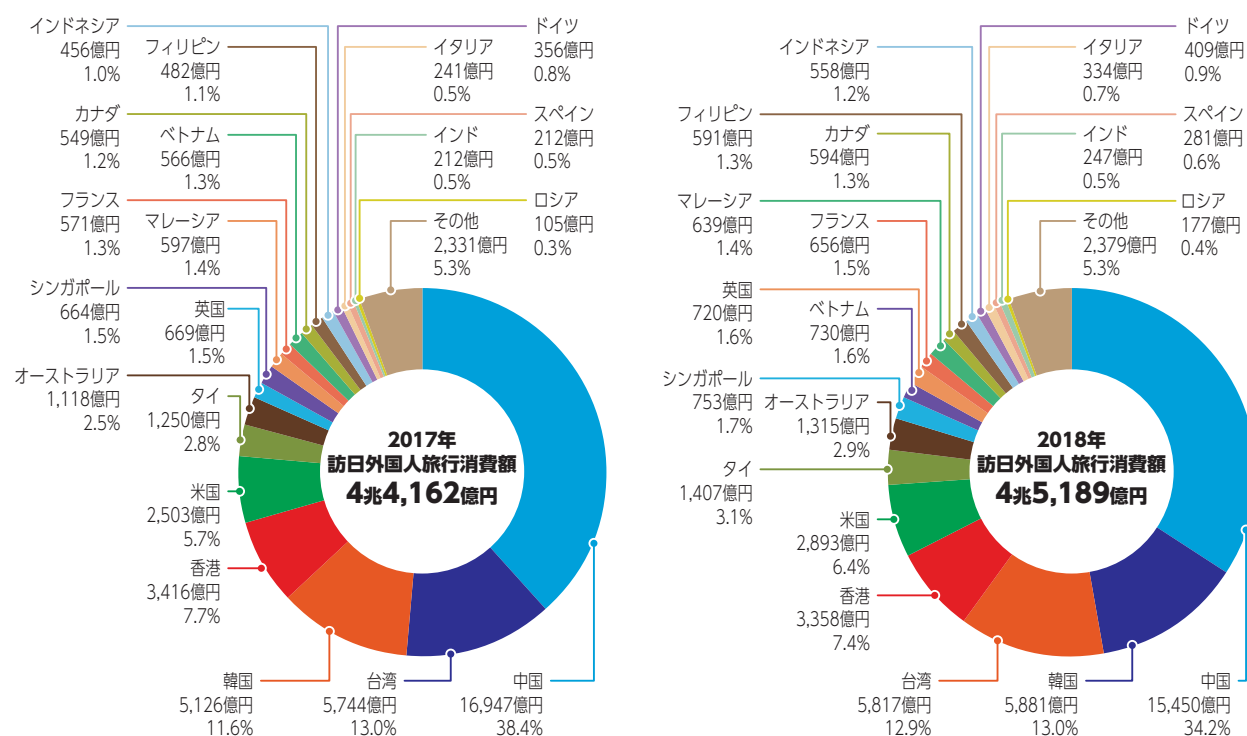
資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

注1：従来は空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年（平成30年）からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したところ。
従来ベースの推計方法で2018年（平成30年）の旅行消費額を推計すると、4兆8千億円となる。

2018年(平成30年)の訪日外国人旅行消費額を国籍・地域別にみると、中国が1兆5,450億円となり、総額の34.2%を占めた。次いで、韓国5,881億円(13.0%)、台湾5,817億円(12.9%)、香港3,358億円(7.4%)、米国2,893億円(6.4%)の順となっており、これら上位5箇国・地域で総額の73.9%を占めた(図表I-14)。

2017年(平成29年)と比較すると、調査手法の変更⁷の影響により、クルーズ客の消費額の算出方法に違いがあることには留意が必要だが、中国のシェアが38.4%から34.2%に縮小している。これは中国人1人当たりの買物消費額が、中国政府による国内消費促進等に向けた関税政策の影響もあり、減少傾向にあることを主要因とするものである。他方、韓国や、欧米豪諸国については、前年よりシェアが拡大している。

■ 図表I-14 ■ 国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と構成比

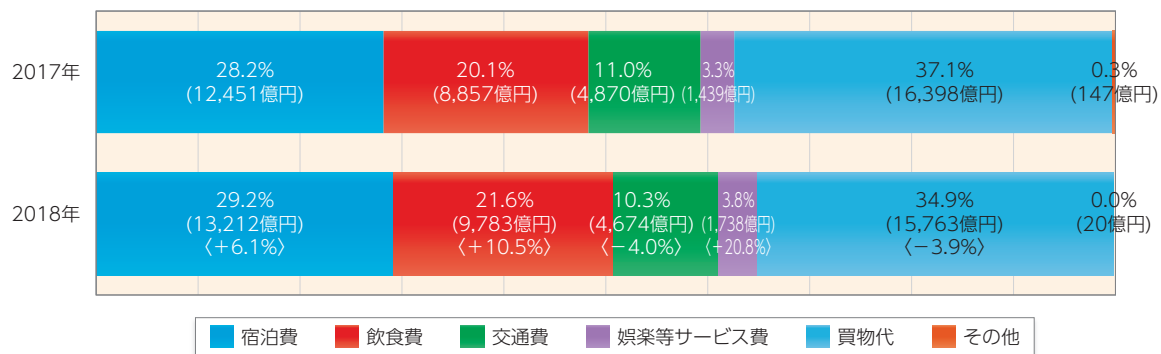


資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

2018年(平成30年)の訪日外国人旅行消費額を費目別にみると、全体に占める割合では、買物代が34.9%と最も高い割合となったが、前年(37.1%)に比べ縮小した。一方、宿泊費、飲食費、娯楽等サービス費は前年に比べ拡大し、前年比の伸び率では娯楽等サービス費の伸びが最も大きくなった(図表I-15)。

⁷ 従来は空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年(平成30年)からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映した。

図表I-15 費目別にみる訪日外国人旅行消費額



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

注1：（ ）内は費目別旅行消費額。

注2：〈 〉内は前年比の伸び率。

注3：2018年（平成30年）より、サービス消費をより詳細に把握するため「娯楽サービス費」に「温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション」「マッサージ・医療費」等の費目を追加し「娯楽等サービス費」としたため、前年と単純比較はできない。

また、国籍・地域別に費目別旅行消費額をみると、買物代では、中国が依然として8,110億円と高い。次いで台湾、韓国、香港となっており、それぞれ1,000億円を超えている（図表I-16）。

図表I-16 国籍・地域別にみる費目別旅行消費額（2018年（平成30年））

国籍・地域	訪日外国人旅行消費額（億円）						
	総 額	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽サービス費	買物代	その他
全国籍・地域	45,189	13,212	9,783	4,674	1,738	15,763	20
韓国	5,881	1,880	1,502	575	295	1,626	4
台湾	5,817	1,585	1,275	614	228	2,115	1
香港	3,358	988	801	362	110	1,096	1
中国	15,450	3,100	2,619	1,094	521	8,110	6
タイ	1,407	416	313	170	50	456	2
シンガポール	753	275	180	87	28	182	0
マレーシア	639	208	141	76	30	184	0
インドネシア	558	189	115	83	22	149	0
フィリピン	591	149	143	69	29	200	1
ベトナム	730	216	170	73	23	247	1
インド	247	115	52	33	6	41	0
英国	720	327	182	108	27	76	0
ドイツ	409	180	101	60	13	54	0
フランス	656	260	173	102	22	99	0
イタリア	334	131	86	59	11	47	0
スペイン	281	110	74	50	9	39	0
ロシア	177	59	41	21	7	49	0
米国	2,893	1,240	764	412	119	358	1
カナダ	594	241	153	89	26	84	0
オーストラリア	1,315	537	319	189	88	181	1
その他	2,379	1,006	577	351	76	371	0

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

2018年(平成30年)の訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出を費目別にみると、買物代が5万1,256円と最も高く、次いで宿泊費(4万5,787円)、飲食費(3万3,748円)の順となっている。

国籍・地域別にみると、宿泊費は、英国、オーストラリア、スペイン、イタリア、フランス、ドイツ、米国等の欧米豪の国々が上位を占めている。買物代では中国が11万2,104円となり、前年に引き続き最も高かった(図表I-17)。

■ 図表I-17 ■ 国籍・地域別にみる訪日外国人旅行者1人当たり費目別旅行支出(2018年(平成30年))

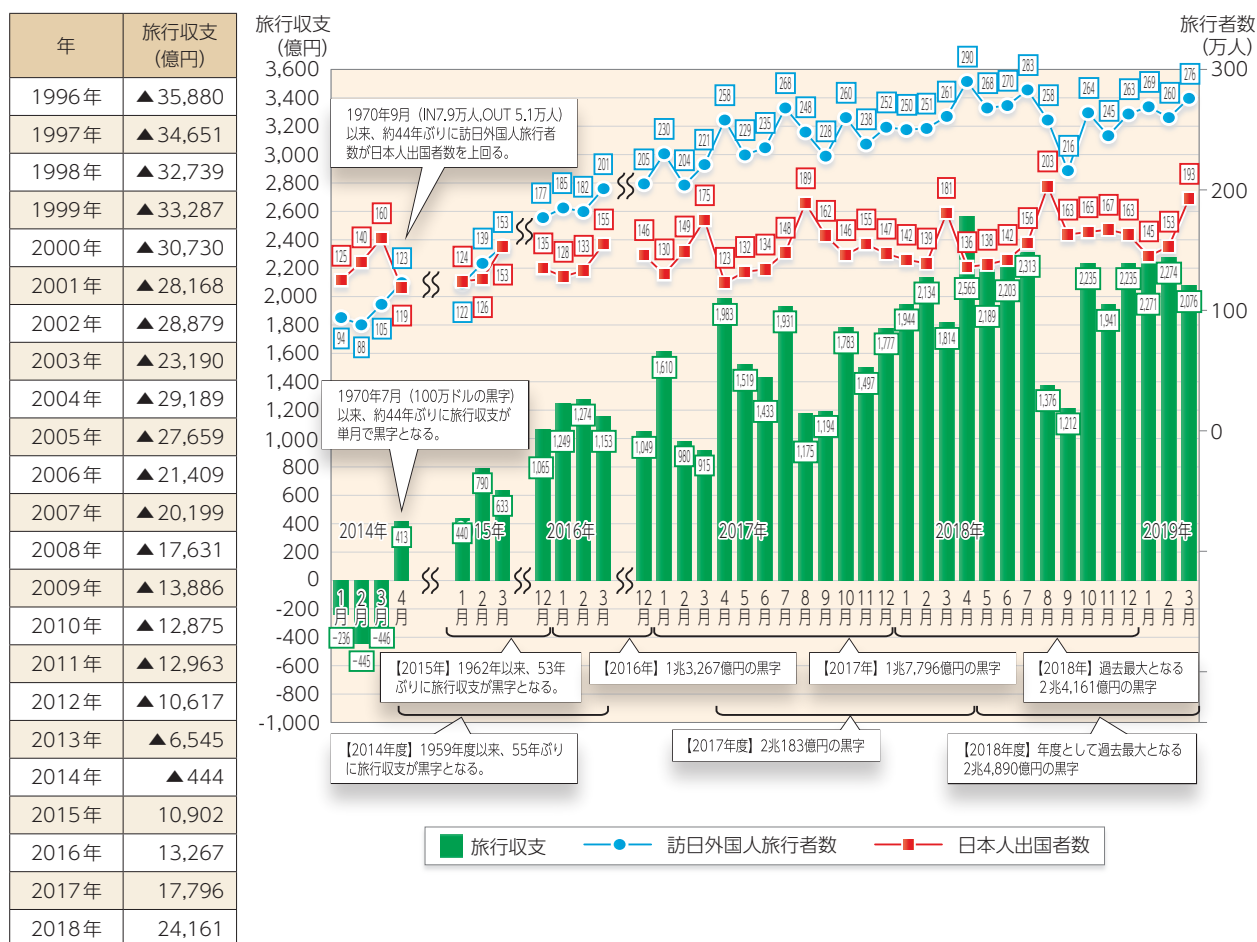
国籍・地域	訪日外国人1人当たり旅行支出(円/人)								平均泊数
	総額	前年比*	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス費	買物代	その他	
全国籍・地域	153,029	-0.6%	45,787	33,748	16,160	6,011	51,256	67	9.0
韓国	78,084	+8.8%	24,974	19,961	7,636	3,917	21,549	47	4.4
台湾	127,579	+1.4%	35,312	28,190	13,548	5,059	45,441	30	6.8
香港	154,581	+1.0%	45,625	36,887	16,683	5,063	50,287	36	6.3
中国	224,870	-2.4%	47,854	39,984	16,834	7,998	112,104	95	9.7
タイ	124,421	-1.7%	36,836	27,740	15,033	4,416	40,248	149	8.8
シンガポール	172,821	+5.2%	63,311	41,406	19,890	6,467	41,691	54	8.3
マレーシア	137,612	+1.4%	44,950	30,400	16,371	6,466	39,422	3	10.2
インドネシア	141,419	+9.3%	48,117	29,156	20,946	5,585	37,599	17	12.1
フィリピン	121,921	+7.3%	31,448	30,074	14,459	6,077	39,596	268	24.6
ベトナム	188,376	+2.8%	55,818	43,846	18,900	5,923	63,649	240	38.0
インド	161,423	+2.5%	75,371	34,026	21,864	3,747	26,415	0	18.9
英国	220,929	+2.6%	100,691	56,050	33,172	8,341	22,641	34	13.8
ドイツ	191,736	+5.2%	84,555	47,536	28,333	5,974	25,250	87	13.9
フランス	215,786	+1.6%	85,544	56,933	33,438	7,358	32,472	41	18.4
イタリア	223,555	+16.8%	87,652	57,803	39,204	7,552	31,057	287	15.2
スペイン	237,234	+11.6%	92,543	62,129	42,159	7,620	32,783	0	14.3
ロシア	188,256	-5.5%	62,710	43,837	22,038	7,973	51,554	143	17.2
米国	191,539	+5.2%	82,286	50,630	27,318	7,865	23,406	34	13.5
カナダ	183,218	+2.1%	74,857	47,469	27,579	7,993	25,176	144	12.1
オーストラリア	242,041	+7.2%	99,175	58,878	34,892	16,171	32,688	236	13.3
その他	199,728	-6.1%	84,529	48,463	29,455	6,354	30,912	14	15.9
クルーズ客	44,227	-	24	1,928	465	179	41,627	5	0.7

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

注1：2018年(平成30年)より調査方法を変更したため、「前年比」は参考値。

こうした訪日旅行の好調な状況を背景に、国際収支における旅行収支は改善し、2015年(平成27年)に暦年としては1962年(昭和37年)以来53年ぶりに黒字(1兆902億円)に転化した。2018年(平成30年)は過去最大であった前年(1兆7,796億円)からさらに黒字幅を拡大し、初めて2兆円を超えて2兆4,161億円の黒字となった(図表I-18)。

図表I-18 旅行収支、訪日外国人旅行者数と日本人出国者数の推移



資料：旅行収支は財務省「国際収支統計」、訪日外国人旅行者数は日本政府観光局「訪日外客統計」、日本人出国者数は法務省「出入国管理統計」に基づき観光庁作成

注1：旅行収支における2014年(平成26年)1月～2018年(平成30年)9月の値は年次改訂値、2018年(平成30年)10月～12月の値は第2次速報値、2019年(平成31年)1月～3月の値は速報値である。

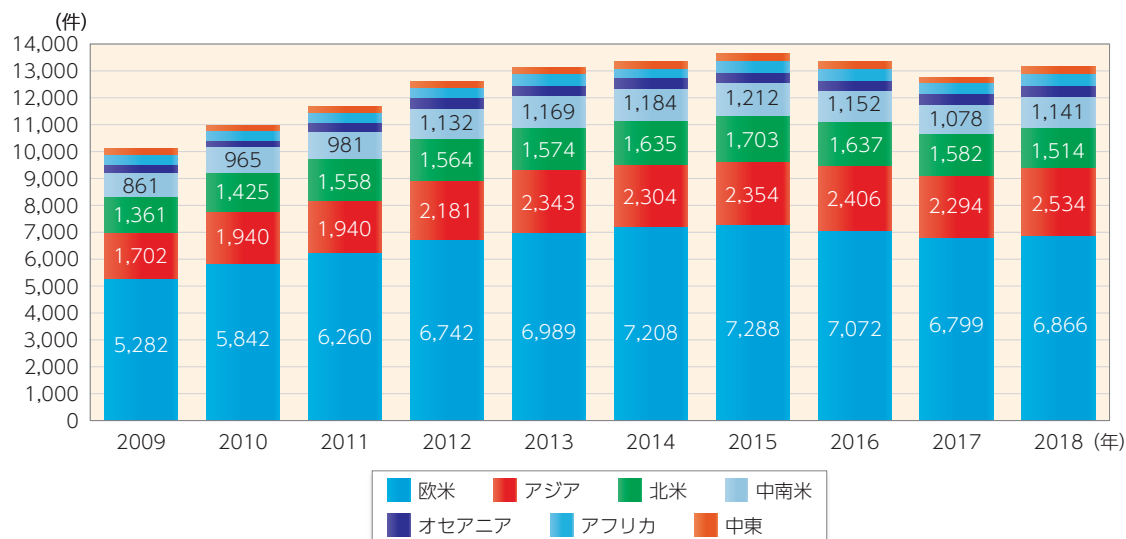
注2：期間集計における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは合致しない場合がある。

2 国際会議の開催状況

国際会議関連団体及び事業者を会員とするICCA⁸(国際会議協会)の統計によれば、世界全体の国際会議の開催件数は増加傾向である。地域別の開催件数については、国際機関・学会の本部の多くが設置されている欧州が世界全体の約半数を占めており、前年比ではアジア、アフリカ、中東の開催件数の伸びが高い(図表I-19)。

⁸ International Congress and Convention Association の略

■ 図表I-19 ■ 世界及び地域別の国際会議開催件数の推移



資料：ICCA(国際会議協会)「ICCA Statistics report Worldwide 2008-2017」(2018年(平成30年)10月時点)、「ICCA Statistics Report 2018」(2019年(令和元年)5月時点)に基づき観光庁作成

注1：本表の各地域は、UNWTO(国連世界観光機関)の区分に基づいている。

従って、イスラエル、トルコ、キプロス、コーカサス諸国、中央アジア諸国は「欧州」に、エジプトは「中東」に、イランは「アジア」に、メキシコは「北米」にそれぞれ計上されている。

我が国の国際会議開催件数は、ICCA(国際会議協会)の統計によると、2018年(平成30年)は492件で世界第7位となっている(図表I-20)。

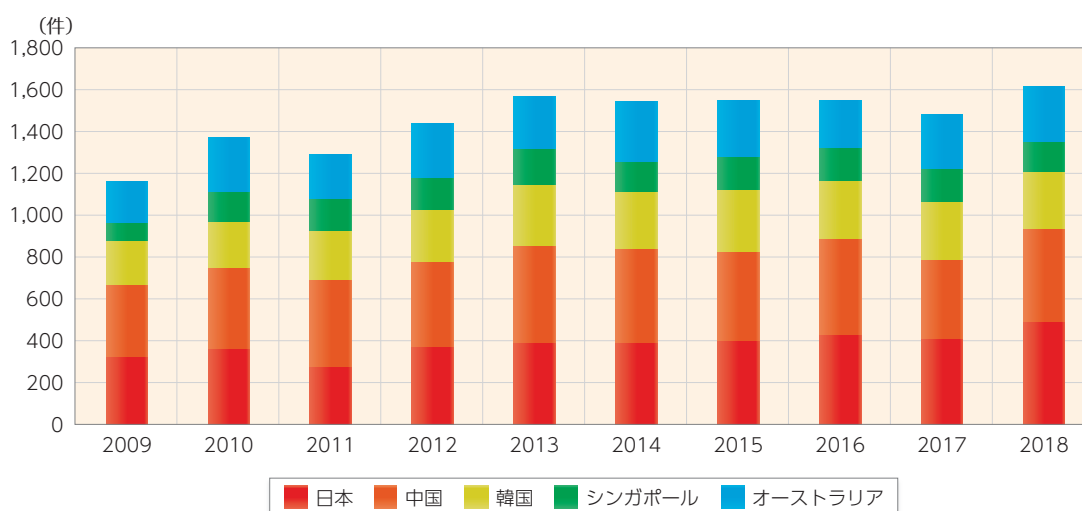
■ 図表I-20 ■ 国別国際会議開催件数(2018年(平成30年))

順位	国名	件数
1	米国	947
2	ドイツ	642
3	スペイン	595
4	フランス	579
5	英国	574
6	イタリア	522
7	日本	492
8	中国	449
9	オランダ	355
10	カナダ	315
11	ポルトガル	306
12	韓国	273
13	オーストラリア	265
14	スウェーデン	257
15	ベルギー	252

資料：ICCA(国際会議協会)「ICCA Statistics Report 2018」(2019年(令和元年)5月時点)に基づき観光庁作成

アジア大洋州地域における国際会議開催件数を国別にみると、この10年間、我が国を含む主要5箇国（日本、中国、韓国、シンガポール及びオーストラリア）の開催件数は増加傾向にあった。しかし、2017年（平成29年）は、急成長していた中国の開催件数が減少に転じたため、アジア大洋州主要5箇国の総開催件数を落とした。2018年（平成30年）は、日本と中国が大きく開催件数を伸ばしたものの、韓国、シンガポールは微減だった（図表I-21）。これにより、主要5箇国の総開催件数に占める我が国のシェアは30.3%となったが、他地域も成長を続けていることから、競争は激しくなっている（図表I-23）。

■ 図表I-21 ■ アジア大洋州地域における主要国の国際会議開催件数（2009年（平成21年）－2018年（平成30年））



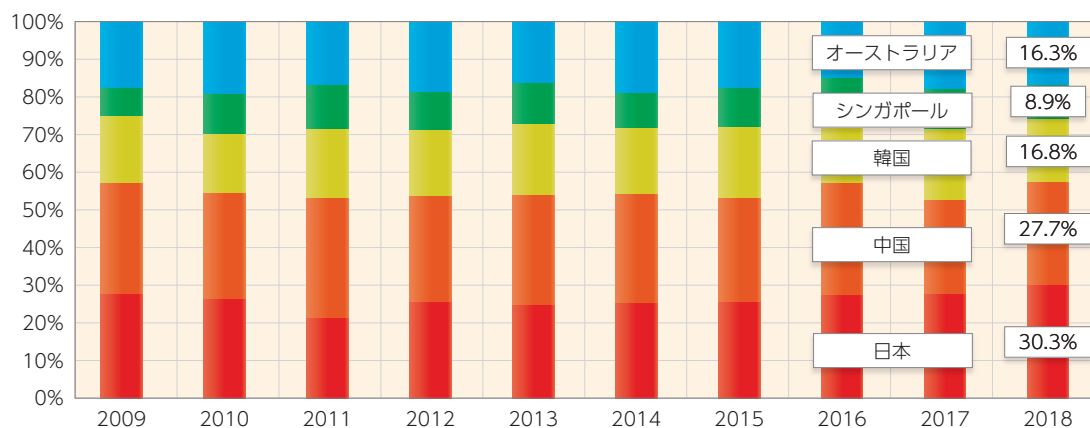
資料：ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics report Worldwide 2008-2017」（2018年（平成30年）10月時点）、「ICCA Statistics Report 2018」（2019年（令和元年）5月時点）に基づき観光庁作成

■ 図表I-22 ■ アジア大洋州地域における国別国際会議開催件数（2018年（平成30年））

順位	国名	件数
1	日本	492
2	中国	449
3	韓国	273
4	オーストラリア	265
5	タイ	193

資料：ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics Report 2018」（2019年（令和元年）5月時点）に基づき観光庁作成

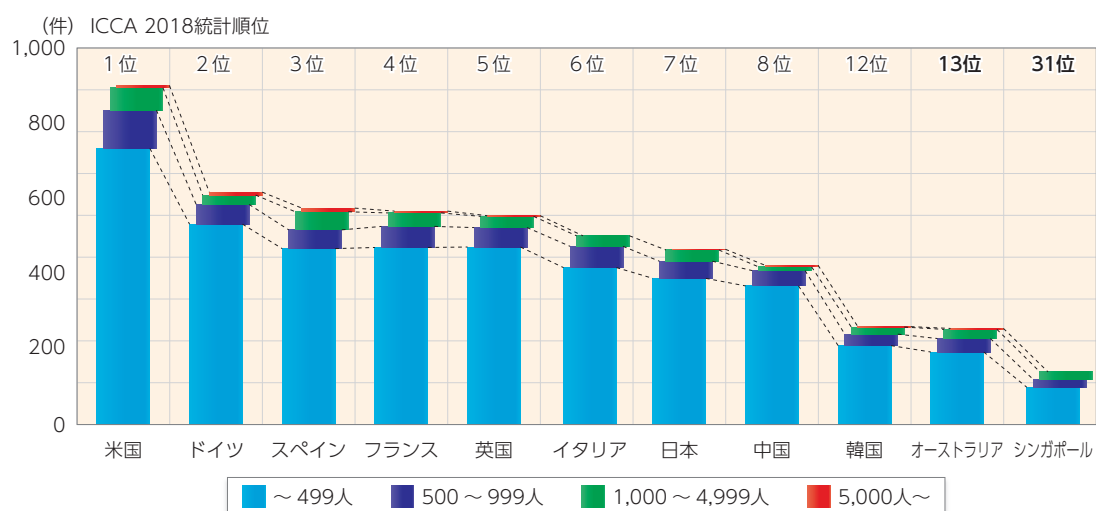
■ 図表 I-23 ■ アジア大洋州地域における主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移 (2009年 (平成21年) - 2018年 (平成30年))



資料：ICCA (国際会議協会) 「ICCA Statistics report Worldwide 2008-2017」 (2018年 (平成30年) 10月時点)、「ICCA Statistics Report 2018」 (2019年 (令和元年) 5月時点) に基づき観光庁作成

我が国は、2013年 (平成25年) に閣議決定された「日本再興戦略」の中で、「2030年にはアジア No.1の国際会議開催国として不動の地位を築く」という目標を設定しており、厳しさを増す市場の中で、国際会議の誘致力を強化していくことが求められている。欧米及びアジア大洋州の主要国における2018年 (平成30年) の国際会議の規模別開催件数については、499人以下の中小規模の会議開催件数がおおよそ8割を占めている。特に、日本、中国では前年からの増加率が高いため、競争の激しいアジア市場で我が国の目標を達成するためには、中小規模の国際会議を着実に誘致していくことがより一層必要となる。また、1,000人を超える大型国際会議は、世界全体でも開催件数は多くないが、経済波及効果が大きいことから、引き続き確実に誘致していくことが求められる (図表 I-24)。

■ 図表 I-24 ■ 欧米及びアジア大洋州地域主要国における国際会議の規模別開催件数 (2018年 (平成30年))



資料：ICCA (国際会議協会) 統計に基づき観光庁作成

注1：2019年 (令和元年) 5月時点

注2：開催規模不明は除く。

コラム
I-1

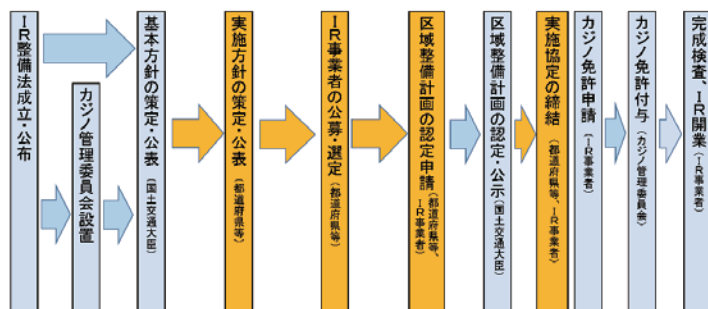
日本型IRの整備の推進

2018年(平成30年)7月、我が国で初めてとなるIR(統合型リゾート)の実現を目指すIR整備法⁹が成立・公布された。IRとは、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と、収益面での原動力となるカジノ施設とが一体的に運営され、民間の活力と地域の創意工夫を活かして、これまでにないスケールとクオリティを有する総合的なリゾート施設を整備するものであり、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となることが期待されている。

政府としては、今後、出来るだけ早期にIRの整備による効果を発現させることが重要と認識しており、そのために必要な政省令の制定や基本方針の策定などを進めているところである。2019年(平成31年)3月には、国際会議場、展示場や宿泊施設などのIRの中核施設の具体的な基準・要件などを定めた特定複合観光施設区域整備法施行令(IR整備法施行令)が公布された。

■ コラム図表I-1-1 ■ IR開業までのプロセス

- 都道府県等は、**実施方針を策定**しIR事業者を選定。(→ IR誘致の正式な意思表示)
- 都道府県等は、地域における十分な合意形成を行った上で、IR事業者と共同して**区域整備計画を作成**し、国土交通大臣に認定申請。
- **国土交通大臣**は、公正かつ客観的な審査により区域整備計画を**認定**(認定の上限数は3)。



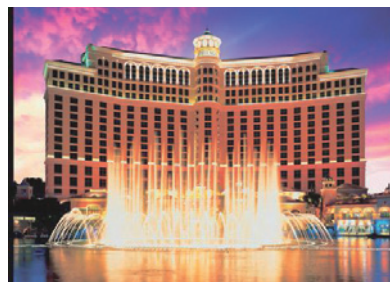
<諸外国のIRの例>



マリーナ・ベイ・サンズ (シンガポール)



シティ・オブ・ドリームス (マカオ)



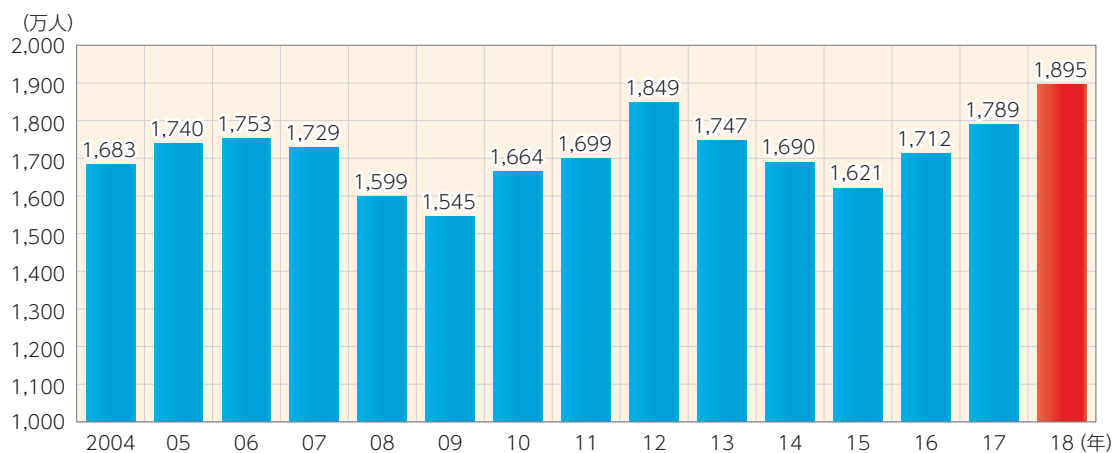
ベラッジオ (ラスベガス)

⁹ 特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)

第2節 出国日本人数の状況

2018年(平成30年)の出国日本人数は、1,895万人(対前年比6.0%増)で過去最高を記録した(図表I-25)。

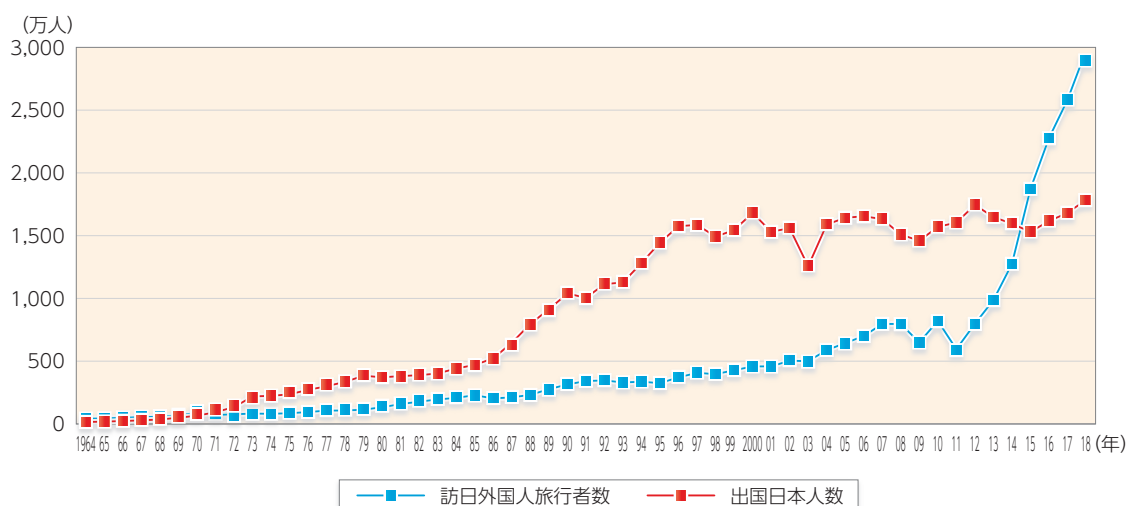
図表I-25 出国日本人数の推移



資料：日本政府観光局資料に基づき観光庁作成

2018年(平成30年)は出国日本人数が1,895万人、訪日外国人旅行者数は3,119万人となり、前年に引き続き、4年連続で訪日外国人旅行者数が出国日本人数を上回った(図表I-26)。

図表I-26 訪日外国人旅行者数と出国日本人数の推移



資料：日本政府観光局資料に基づき観光庁作成

日本人出国者の訪問先については、2017年（平成29年）は1位が米国、2位が中国、3位が韓国であった（図表I-27）。

図表I-27 国・地域別 日本人訪問者数（上位5位）

順位	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
	訪問先	訪問者数（人）	訪問先	訪問者数（人）	訪問先	訪問者数（人）	訪問先	訪問者数（人）	訪問先	訪問者数（人）
1	米国	3,730,287	米国	3,620,224	米国	3,792,997	米国	3,603,786	米国	3,595,607
2	中国	2,877,533	中国	2,717,600	中国	2,497,657	中国	2,587,440	中国	2,680,033
3	韓国	2,747,750	韓国	2,280,434	韓国	1,837,782	韓国	2,297,893	韓国	2,311,447
4	タイ	1,536,425	台湾	1,634,790	台湾	1,627,229	台湾	1,895,702	台湾	1,898,854
5	台湾	1,421,550	タイ	1,267,886	タイ	1,381,702	タイ	1,439,510	タイ	1,544,442

資料：日本政府観光局「2013年～2017年 各国・地域別 日本人訪問者数」に基づき観光庁作成

注1：米国の数値には、米国本国（全米50州とコロンビア特別区）への入国者のほか、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バージン諸島等の地域への入域者が含まれる。

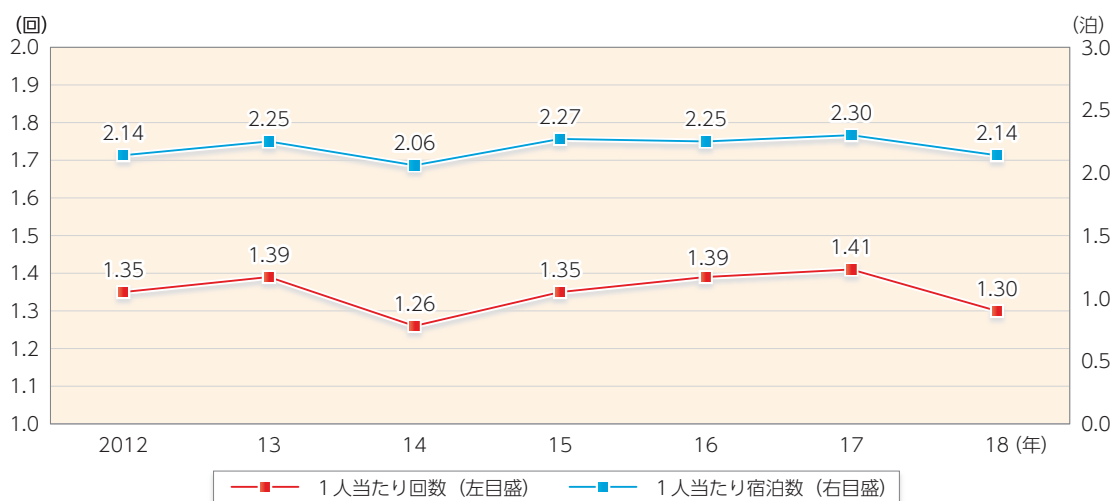
注2：各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性等の理由により、その都度、過去にさかのぼって変更されることがある。数値は、2019年（平成31年）1月現在のものである。

観光先進国実現のためには、各国との相互交流を拡大・深化させることが重要であり、特に若者を対象としたアウトバウンドの促進等、旅行業界・関係省庁等と連携した旅行振興策の強化を図ることが求められる。

第3節 国内旅行の状況

2018年（平成30年）においては、日本人の国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の回数は1.30回、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の宿泊数は2.14泊であった（図表I-28）。

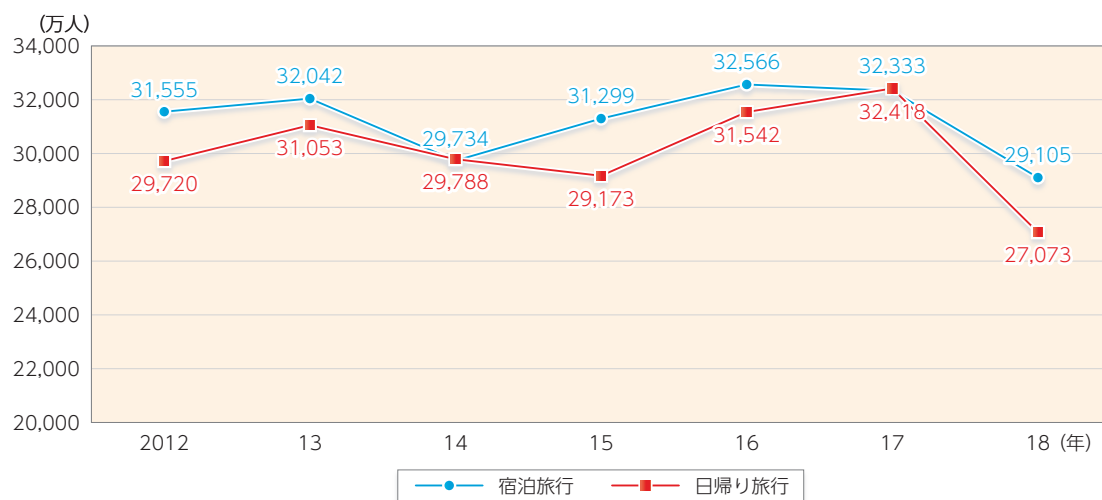
図表I-28 日本人国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

2018年(平成30年)に日本人で国内宿泊旅行に行った人数は延べ2億9,105万人、国内日帰り旅行は延べ2億7,073万人となった(図表Ⅰ-29)。豪雨、地震等の災害が相次いだこと¹⁰や、台風や猛暑等の天候要因の影響等により、宿泊旅行、日帰り旅行ともに減少し、特に日帰り旅行の減少が大きかった(図表Ⅰ-29)。

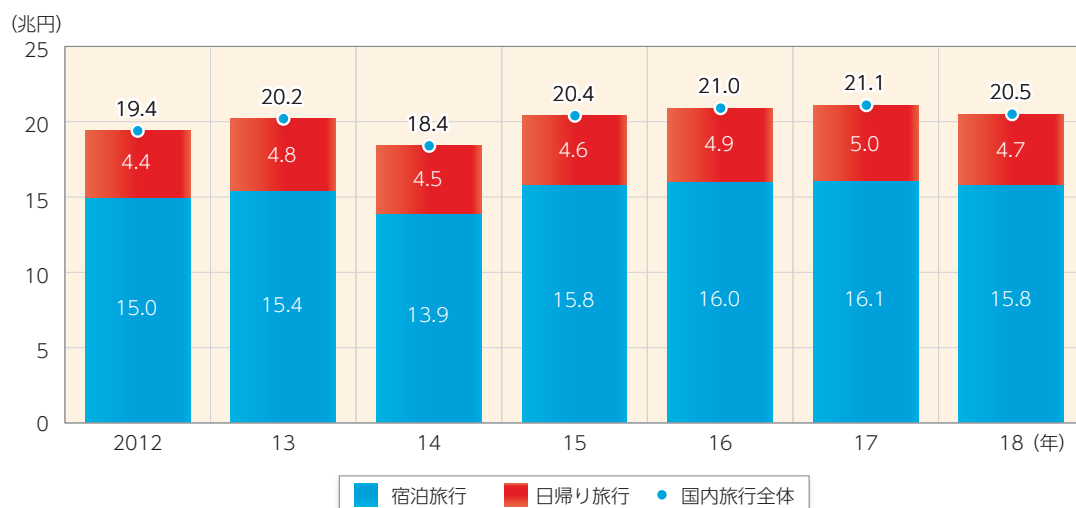
■ 図表Ⅰ-29 ■ 日本人国内宿泊旅行延べ人数、国内日帰り旅行延べ人数の推移



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

2018年(平成30年)の日本人国内旅行消費額については、宿泊旅行及び日帰り旅行ともに減少し、20.5兆円(前年比3.0%減)であった(図表Ⅰ-30)。

■ 図表Ⅰ-30 ■ 日本人国内旅行消費額の推移

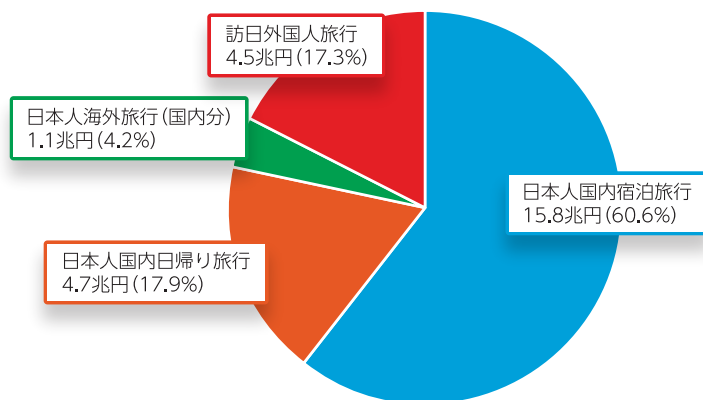


資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

¹⁰ 2018年(平成30年)に発生した主な自然災害が被災地での延べ宿泊者数に与えた影響については第Ⅱ部第3章に記載した。

2018年(平成30年)の日本人及び訪日外国人旅行者による日本国内における旅行消費額は、26.1兆円となった。訪日外国人旅行者による旅行消費額は2年連続で全体の15%を超えた(図表I-31)。

■ 図表I-31 ■ 日本国内における旅行消費額



(兆円)

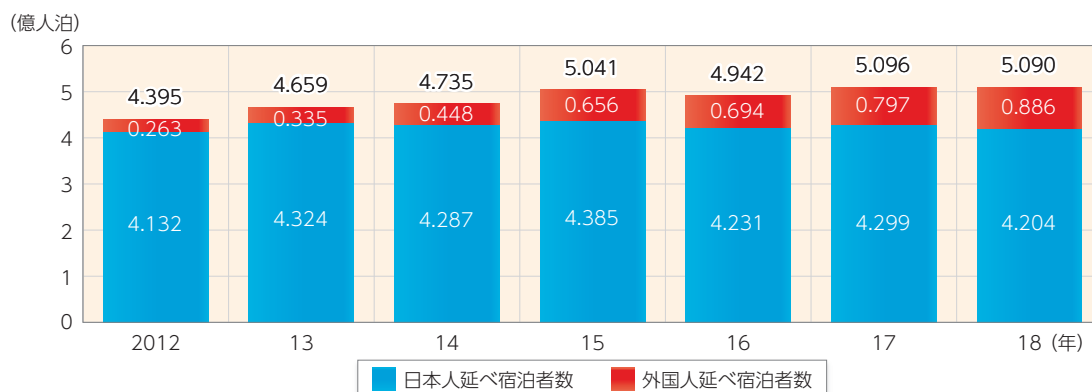
	2012年	13	14	15	16	17	18
日本人国内宿泊旅行	15.0	15.4	13.9	15.8	16.0	16.1	15.8
日本人国内日帰り旅行	4.4	4.8	4.5	4.6	4.9	5.0	4.7
日本人海外旅行(国内分)	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1	1.2	1.1
訪日外国人旅行	1.1	1.4	2.0	3.5	3.7	4.4	4.5
合計	21.8	22.8	21.6	24.8	25.8	26.7	26.1

資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」及び「訪日外国人消費動向調査」より作成

第4節 宿泊旅行の状況

日本国内のホテル・旅館等における延べ宿泊者数は、2018年(平成30年)は5億902万人泊(前年比0.1%減)であった。そのうち、日本人延べ宿泊者数は4億2,043万人泊(前年比2.2%減)、外国人延べ宿泊者数は8,859万人泊(前年比11.2%増)であった(図表I-32)。

■ 図表I-32 ■ 日本人・外国人の延べ宿泊者数の推移



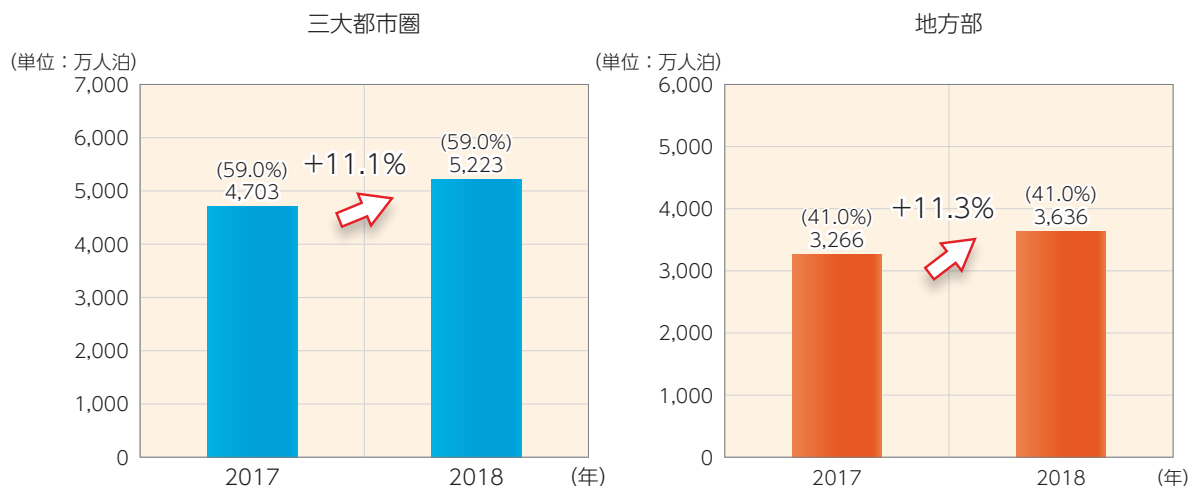
資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年(平成30年)は速報値。

注2：各年のグラフの上に記載されている数字は、日本人と外国人の延べ宿泊者数の合計。

外国人延べ宿泊者数の対前年比を三大都市圏と地方部で比較すると、2018年（平成30年）は三大都市圏で11.1%増、地方部で11.3%増となっており、地方部の伸びは三大都市圏と同水準であった。また、地方部のシェアが前年に引き続き4割を上回った（図表I-33）。

図表I-33 三大都市圏及び地方部の外国人延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年（平成30年）は速報値。

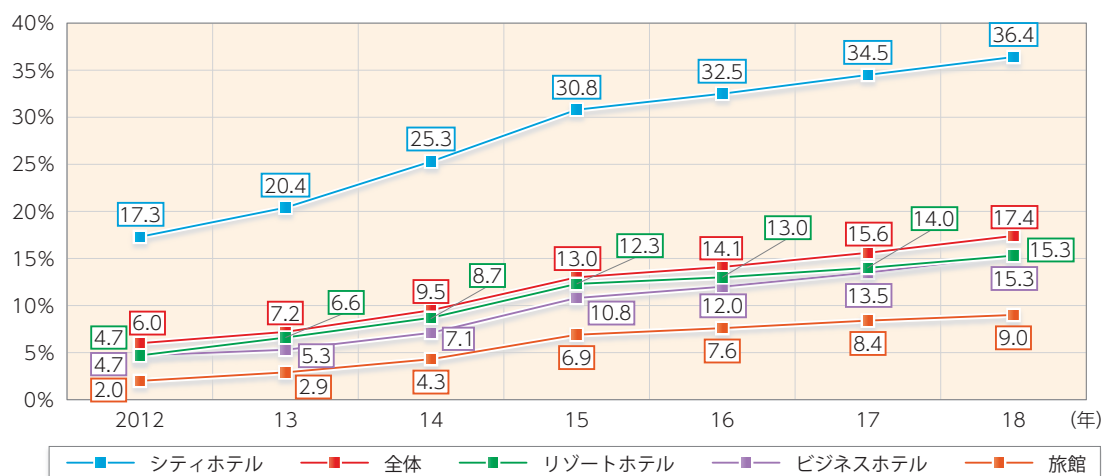
注2：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

注3：（ ）内は構成比を表している。

延べ宿泊者数全体に占める外国人の割合をみると2018年（平成30年）は17.4%であった。

宿泊施設タイプ別では、特にシティホテルにおける外国人の割合が高く、2012年（平成24年）は17.3%であったが2018年（平成30年）には36.4%にまで上昇した（図表I-34）。

図表I-34 宿泊施設タイプ別の外国人延べ宿泊者数の割合の推移

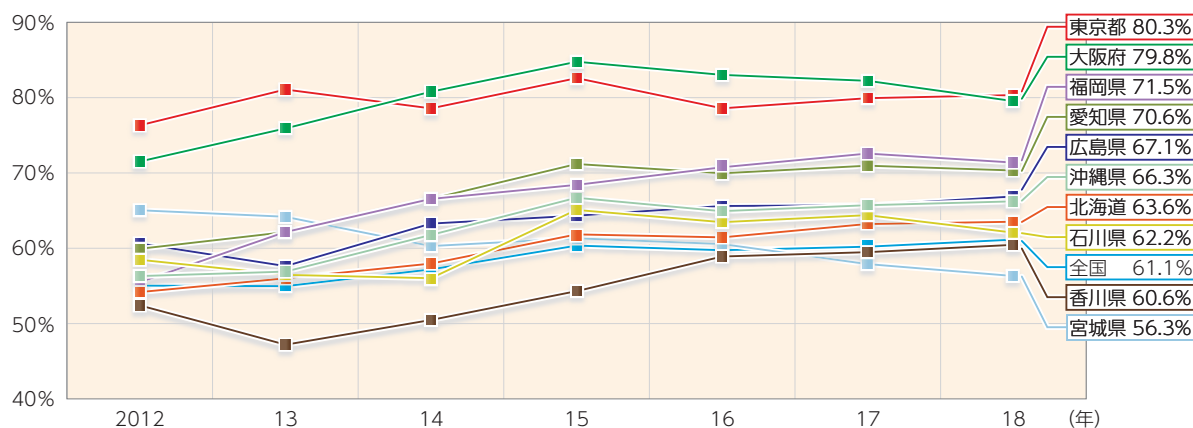


資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年（平成30年）は速報値。

客室稼働率(全国)は2015年(平成27年)の60.3%から2016年(平成28年)は59.7%に減少したが、2017年(平成29年)は60.5%、2018年(平成30年)は61.1%となった。また、東京都と大阪府の客室稼働率は引き続き高い水準にあり、2018年(平成30年)はそれぞれ80.3%、79.8%となっている(図表I-35)。

図表I-35 客室稼働率の推移



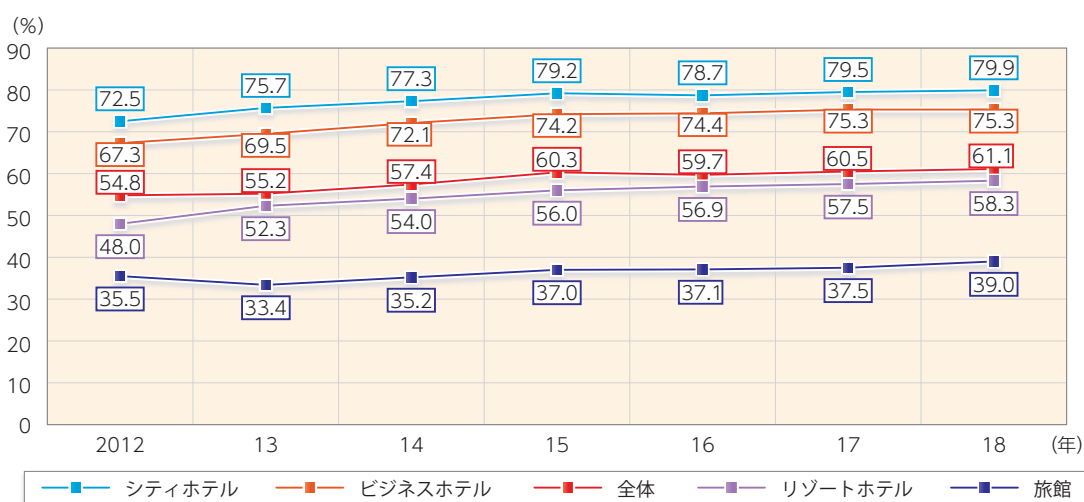
資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年(平成30年)の数値は速報値。

宿泊施設タイプ別の客室稼働率は、特に、シティホテル、ビジネスホテルが高い水準にあり、2018年(平成30年)はそれぞれ79.9%、75.3%となっている。

旅館は比較的低い水準ではあるが、近年は上昇傾向にある(図表I-36)。

図表I-36 宿泊施設タイプ別の客室稼働率の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年(平成30年)の数値は速報値。

また、客室稼働率が80%を超えた都道府県は、シティホテル10箇所(2017年(平成29年):9箇所)、ビジネスホテル5箇所(同:3箇所)、リゾートホテルは2箇所(同:2箇所)であった(図表I-37)。また、東京都では全体の稼働率が80.3%と全国で最も高く、ビジネスホテル84.8%、旅館57.5%も全国で最も高い値であった。(図表I-37)

図表I-37 都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 2018年(平成30年)

	宿泊施設タイプ					
	全体	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所
全国	61.1	39.0	58.3	75.3	79.9	28.6
北海道	63.6	48.2	52.4	76.3	76.7	33.7
青森県	58.6	36.8	46.3	71.4	62.3	25.8
岩手県	53.2	36.0	44.9	71.2	67.9	42.7
宮城県	56.3	41.1	49.1	64.0	65.2	40.8
秋田県	48.7	35.6	42.8	68.4	72.4	20.9
山形県	51.0	39.3	33.4	69.9	69.8	12.3
福島県	47.5	40.9	51.5	64.6	65.3	11.0
茨城県	55.7	29.8	41.9	70.4	71.6	12.1
栃木県	53.0	42.1	53.0	71.7	65.8	19.1
群馬県	51.7	46.8	45.6	72.1	68.6	10.3
埼玉県	64.4	36.4	34.7	70.5	79.1	10.1
千葉県	69.1	36.4	82.8	71.6	82.3	22.5
東京都	80.3	57.5	65.8	84.8	84.7	51.5
神奈川県	67.5	43.8	71.8	81.7	84.6	42.6
新潟県	42.4	26.1	34.3	69.0	67.3	12.1
富山県	49.3	27.4	52.2	62.7	67.9	16.4
石川県	62.2	48.7	52.3	73.2	78.1	25.3
福井県	48.3	31.4	55.8	77.9	67.4	21.6
山梨県	45.1	40.8	55.5	73.8	68.1	21.2
長野県	37.1	27.9	39.4	70.7	73.4	13.8
岐阜県	50.2	36.6	54.7	68.0	79.2	25.0
静岡県	56.6	46.3	55.7	71.9	78.0	17.8
愛知県	70.6	35.5	53.9	78.1	78.9	39.0
三重県	55.0	40.9	49.1	71.7	75.1	9.6
滋賀県	50.9	35.9	57.0	64.4	74.7	17.2
京都府	65.5	39.9	48.9	81.7	82.7	31.0
大阪府	79.8	48.7	90.4	81.0	84.9	61.4
兵庫県	56.4	40.5	60.1	72.6	75.6	15.0
奈良県	44.7	32.2	67.2	63.8	68.0	18.7
和歌山県	45.5	37.3	54.8	66.7	72.7	24.3
鳥取県	56.9	40.5	43.7	67.4	81.4	27.7
島根県	56.1	39.0	43.6	73.2	73.0	24.8
岡山県	59.9	28.4	23.2	80.9	68.3	19.3
広島県	67.1	42.9	53.9	79.6	85.0	33.5
山口県	56.8	39.1	49.6	69.0	70.4	32.4
徳島県	51.0	32.9	54.3	68.6	59.3	22.3
香川県	60.6	48.0	65.9	69.8	67.1	26.8
愛媛県	57.8	48.1	72.9	71.9	70.8	8.8
高知県	47.7	31.3	44.8	64.9	71.8	13.3
福岡県	71.5	27.4	46.8	79.8	83.9	29.5
佐賀県	61.4	44.5	65.1	78.2	69.6	11.0
長崎県	58.1	46.1	59.8	75.3	70.7	16.7
熊本県	61.5	44.6	52.1	76.8	80.3	28.7
大分県	56.0	45.7	64.2	71.1	69.2	17.1
宮崎県	54.5	33.0	44.4	65.0	63.3	13.1
鹿児島県	57.5	46.8	50.8	70.8	72.2	23.1
沖縄県	66.3	35.4	74.1	77.9	82.1	29.5

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年(平成30年)の数値は速報値。

注2：宿泊施設タイプ別にみたとき、客室稼働率が最も大きかった都道府県を朱書きで示している。

また、客室稼働率が90%を超えている都道府県は黄色、80%を超えている都道府県は青色で示している。

コラム
I-2

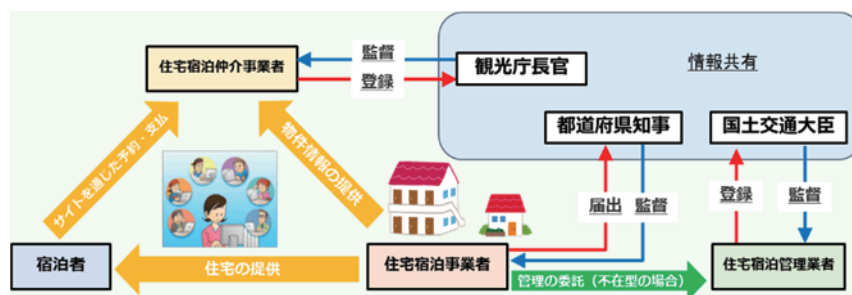
健全な民泊サービスの普及

(住宅宿泊事業法の成立)

2017年(平成29年)6月9日に「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」が成立し、同月16日に公布された。ここ数年、いわゆる「民泊サービス」が我が国でも急増しているところ、観光先進国を実現していく上で、多様化する宿泊ニーズ等へ対応するため、民泊サービスの活用を図ることが急務となっている。一方、民泊サービスについては、必ずしも安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出し等による近隣トラブルが発生していること等が課題となっている。これらの課題に対応するため同法が制定された。

同法は、住宅宿泊事業（年間180日以内で実施される宿泊営業）を行おうとする者は、都道府県知事等に届け出ることとし、衛生確保措置、騒音防止のための説明等、事業の適正な遂行のための措置を義務付けること等を定めている。また、住宅宿泊事業に関連する事業として、住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録についても規定している。同法や関連省令等は2018年（平成30年）6月15日に施行された。

【コラム図表I-2-1】 住宅宿泊事業法の概要図

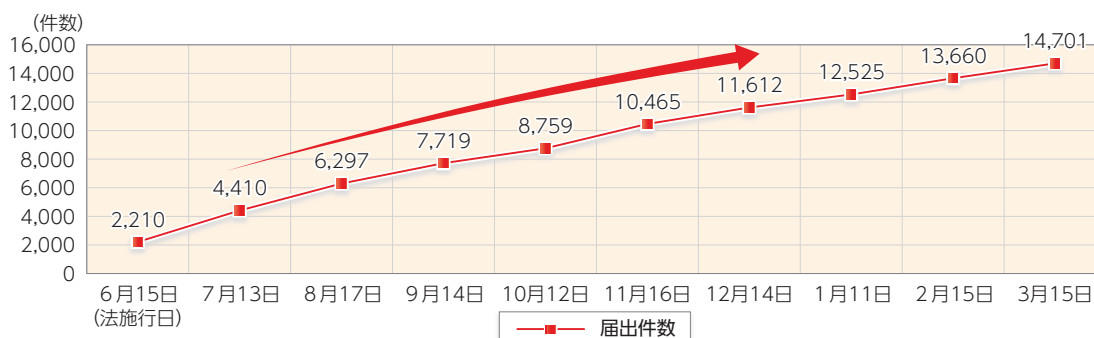


資料：観光庁

(住宅宿泊事業法の施行以降)

2019年(平成31年)3月時点で、住宅宿泊事業の届出件数は14,701件、住宅宿泊管理業の登録は1,569件、住宅宿泊仲介業の登録は59件となっており、それぞれの件数は順調に増加している。一方で、届出の手続きが煩雑でわかりにくいという指摘もあることから、関係地方公共団体の手続きに関する実態調査を行ったところ、過剰な制限条例の制定や事前手続きの要求が行われているなどの状況が見受けられた。そこで、制限条例の制定は同法の趣旨を踏まえたものにする事や届出に際して条例等に根拠のない手続きを行わないようにすること等、関係地方公共団体に対して検討を要請した。

【コラム図表I-2-2】 住宅宿泊事業者届出件数推移



資料：観光庁

届出住宅の宿泊実績については、住宅宿泊事業者から、2箇月毎に都道府県知事等に報告がなされているところ、東アジアからの旅行者をはじめとして、訪日外国人旅行者が約7割を占めており、宿泊者数も順調に増加している¹¹。

違法民泊対策については、2018年(平成30年)5月以降、定期的に違法民泊対策関係省庁連絡会議を開催しているほか、同年6月15日時点及び9月末時点において民泊仲介サイトに掲載されている物件の適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については、適法性の再確認やサイトからの削除を指導した。また、仲介サイトにおける違法性が疑われる物件の掲載排除を徹底するため、2019年(平成31年)3月に、住宅宿泊仲介業者に対し、掲載物件の適法性をより正確に確認させること等を目的として、関連省令やガイドラインの一部改正を実施した。

多様な業種による民泊関連マーケットへの参入についても活発化しており、事業者間の連携や多様な取組が積極的に進められている。例えば、大手鉄道事業者が開業した民泊施設において、住宅宿泊仲介業者と連携して開発された地域の資源を活用した体験メニューの提供等が行われている。また、同年1月31日に、違法民泊の撲滅や民泊関連産業の健全な発展等を目的として、住宅宿泊仲介業者による一般社団法人「住宅宿泊協会」が設立された。

さらに、地方部における民泊の普及等に向けて、ポータルサイト、コールセンター等を通じた制度の周知に努めるとともに、全国における様々な民泊の事例集を作成し、同年2月にポータルサイト(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>)において公表を行った。



民泊施設外観(徳島県三好市)

(今後の取組について)

観光先進国の実現に向けて、様々な宿泊ニーズに対応した多様な選択肢を用意することが重要と考えられ、今後も関係省庁や関係地方公共団体と連携して、違法民泊の排除や、健全な民泊サービスの全国的な普及に取り組む。

¹¹ 2018年(平成30年)6月から7月の宿泊者数：83,238人、8月から9月の宿泊者数：169,958人(前回比204.2%)、10月から11月の宿泊者数：205,922人(前回比121.1%)、12月から2019年(平成31年)1月の宿泊者数：247,867人(前回比120.4%)。

コラム
I-3

農山漁村滞在型旅行「農泊」の推進
～石川県能登町「春蘭の里」の取組～

2016年(平成28年)に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置づけられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込み、伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」の推進を図ることとされた。

これを受け、農林水産省は「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置づけ、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、農林水産物の消費拡大を図るため、2017年度(平成29年度)より農山漁村振興交付金による支援を行っている。

■「農泊」の施策的位置づけ及び将来展望(イメージ)

- 「農泊」とは、農山漁村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しむついで、農家や市民等との宿泊によって、旅行者にその土地の魅力を味わってもらい農山漁村滞在型旅行。
- 農泊は、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日)において、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進する」と位置づけられ、積極的に展開。



「農泊」の施策的位置づけ及び将来展望(イメージ)

資料：農林水産省

石川県鳳珠郡能登町で活動する「春蘭の里実行委員会」は、「10年後に農家が半減する」という危機感を持ち、1996年(平成8年)から村おこし活動に取り組み始めた。1997年(平成9年)に農家民宿「春蘭の宿」、2004年(平成16年)に農産物加工販売所「のと夢づくり工房」、2006年(平成18年)には廃小学校を利活用した体験・宿泊施設「こぶし」を開業し、地域住民が協力して都市農村交流事業を展開している。また小学校・中学校の修学旅行等教育旅行の受入を実施し、1997年(平成9年)では30人だった受入人数が、2017年(平成29年)には約13,500人まで増加した。開始当初1軒だった農家民宿の軒数は、現在50軒ほどに増加している。

最近では訪日外国人旅行者も受け入れており、2017年度(平成29年度)には898人まで増加した。中国、イスラエル、タイ、欧米等、様々な国々から旅行者が訪れている。

「春蘭の里実行委員会」は「若者が戻ってきて赤ん坊の泣き声が聞こえるような地域」を目指しており、1軒当たり月40万円の売り上げを目標としている。現在では繁忙期に月40万円の売り上げを達成する農家民宿や、移住して農家民宿を開業する若者も出てきており、地域内での経済効果も現れている。



春蘭の里の農家民宿と食卓

第5節 東日本大震災からの復興の状況

東日本大震災の被災地の1日も早い復興に向けて、国の総力を挙げて取り組んできた結果、発災からこれまでの8年間で、復興は大きく前進した。2019年(平成31年)3月には、復旧工事を終えたJR山田線の宮古～釜石間が三陸鉄道に運営移管の上、運転が再開され、これにより三陸鉄道リアス線の全線が開通した。

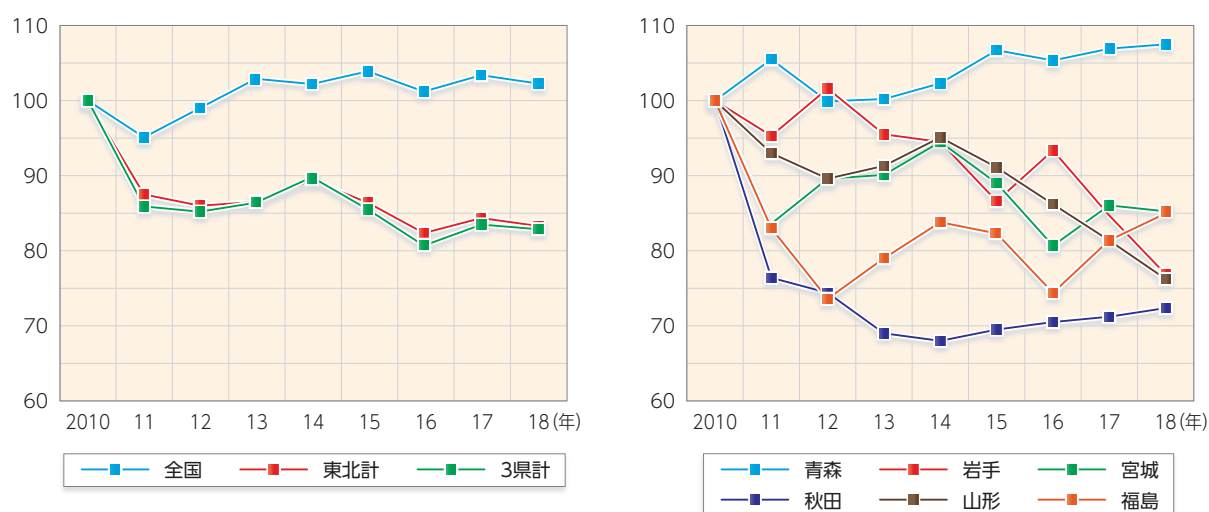
こうした中、全国、東北6県計(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)、そのうち被災の激しかった3県計(岩手県、宮城県及び福島県)及び東北各県の延べ宿泊者数について、東日本大震災発生以前の2010年(平成22年)を100として指数化して、東北地方における東日本大震災からの復興の進行状況を把握する。

1 観光客中心の宿泊施設の日本人延べ宿泊者数

観光客中心の宿泊施設における日本人延べ宿泊者数については、全国では、震災のあった2011年(平成23年)には95.1まで低下したが、翌年の2012年(平成24年)は99.0にまで回復し、それ以降は震災前の2010年(平成22年)の水準を上回っている。

これに対し、東北計、3県計は、2011年(平成23年)に80台にまで低下し、2018年(平成30年)では、それぞれ83.0、83.2と80台前半で推移している(図表I-38)。

図表I-38 観光客中心の宿泊施設の日本人延べ宿泊者数(2010年(平成22年)を100とした指数の推移)



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：従業員10人以上で観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設の実績を使用。

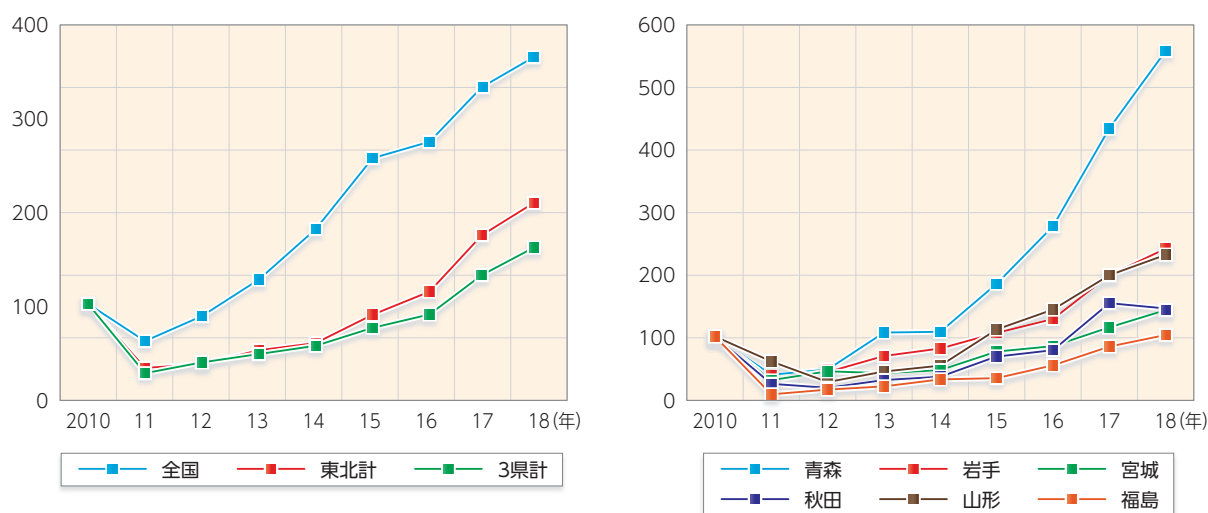
注2：2018年(平成30年)の数値は速報値。

2 観光客中心の宿泊施設の外国人延べ宿泊者数

観光客中心の宿泊施設における外国人延べ宿泊者数については、全国では、震災のあった2011年(平成23年)に60.5まで低下したが、翌年から回復の兆しをみせ、2013年(平成25年)に震災前の水準を超え、それ以降も上昇が続き、2018年(平成30年)は365.8となった。

これに対し、東北計、3県計では、2011年(平成23年)にそれぞれ32.0、26.4にまで大きく低下した。その後、東北計では2016年(平成28年)に、3県計では2017年(平成29年)に、震災前の水準を上回った。2018年(平成30年)にはそれぞれ208.8、165.2と更に上昇している。東北計では、外国人延べ宿泊者数は、震災前の2倍を超える水準となっており、東日本大震災からの復興は、一歩一歩、着実に進んでいる。(図表I-39)。

図表I-39 観光客中心の宿泊施設の外国人延べ宿泊者数(2010年(平成22年)を100とした指数の推移)



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

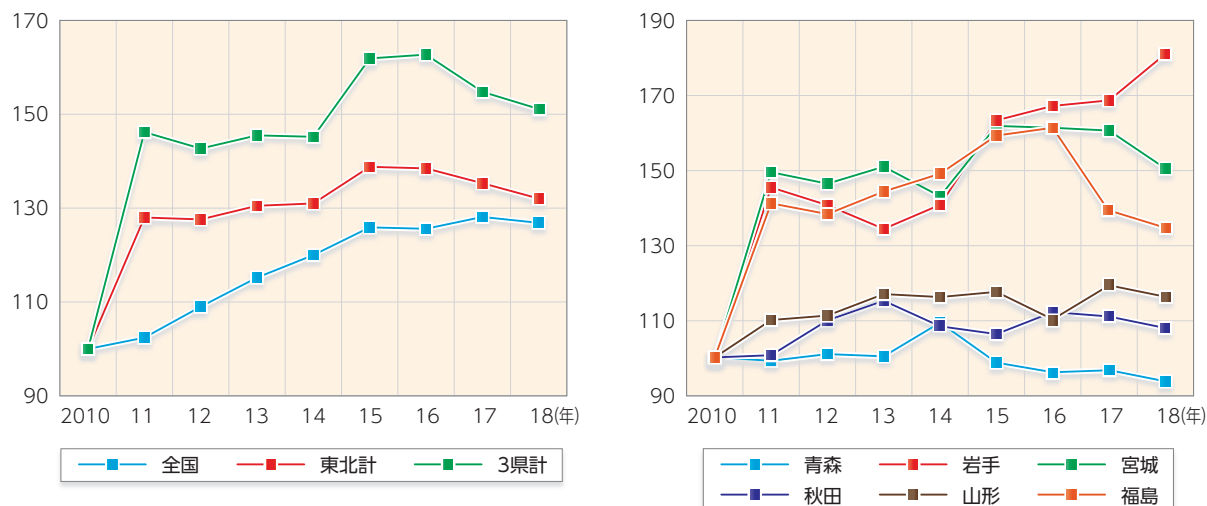
注1：従業員10人以上で観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設の実績を使用。

注2：2018年(平成30年)の数値は速報値。

3 ビジネス客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数

ビジネス客中心の宿泊施設における延べ宿泊者数について、全国では、震災のあった2011年(平成23年)も前年を上回り、上昇傾向は2015年(平成27年)まで継続、その後横ばいで推移している。東北計、3県計は、2011年(平成23年)に大きく上昇し、その後も高い水準で推移した。これは、被災の激しかった3県における復興関連の需要の影響と考えられる。2015年(平成27年)には、それぞれ138.8、161.9まで上昇、2016年(平成28年)はほぼ同水準であったが、2017年(平成29年)以降は減少傾向にある(図表I-40)。

図表I-40 ビジネス客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数(2010年(平成22年)を100とした指数の推移)



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

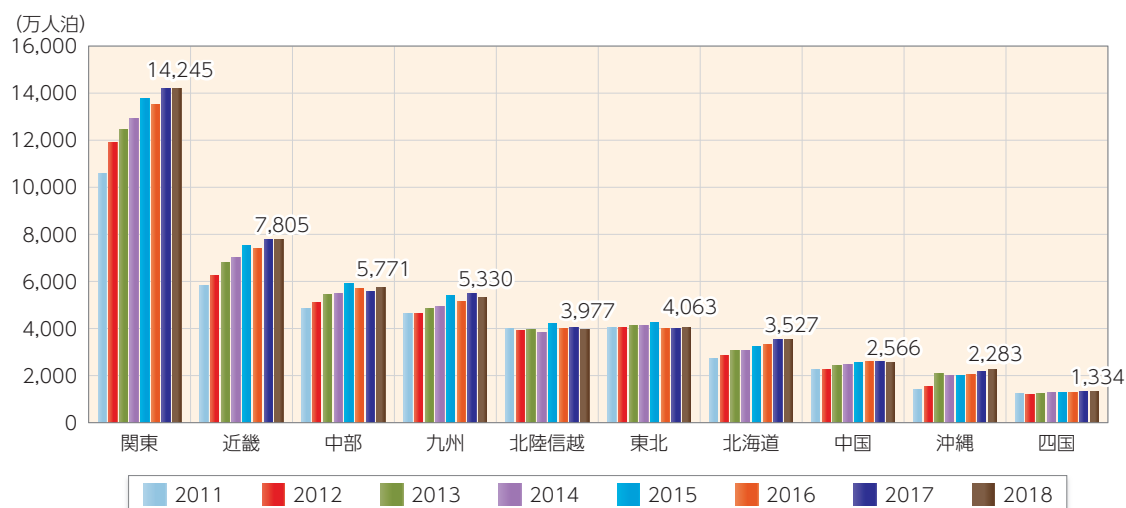
注1：従業員10人以上で観光目的の宿泊者が50%未満の宿泊施設の実績を使用。

注2：2018年(平成30年)の数値は速報値。

第6節 地域における観光の状況

2018年(平成30年)の全国の延べ宿泊者数は、5億902万人泊(前年比0.1%減)となった。地方ブロック別では、関東地方が1億4,245万人泊(全体の28.0%)、近畿地方が7,805万人泊(全体の15.3%)、中部地方が5,771万人泊(全体の11.0%)となり、当該3地方で全国の延べ宿泊者数の5割以上を占めた(図表I-41)。

図表I-41 地方ブロック別延べ宿泊者数



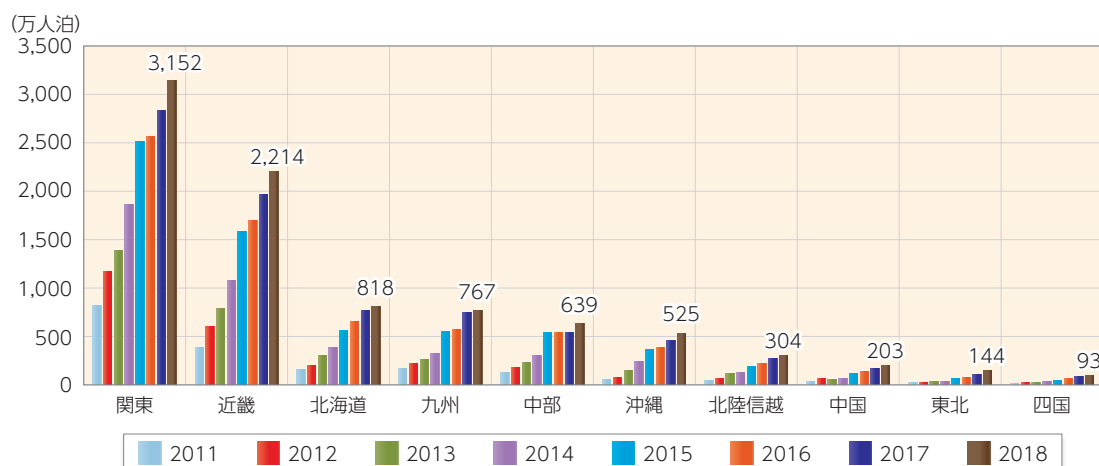
資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年(平成30年)の数値は速報値。

このうち外国人延べ宿泊者数は、8,859万人泊（前年比11.2%増）となった。地方ブロック別では、関東地方が3,152万人泊（全体の35.7%）で最も多く、次いで近畿地方が2,214万人泊（全体の24.8%）であり、当該2地方で、全国の外国人延べ宿泊者数の60.6%を占めた。

また、10地方のうち8地方において、2011年（平成23年）以降増加を続けており、2018年（平成30年）の外国人延べ宿泊者数全体における地方部のシェアが、前年に引き続き4割を上回った。東北地方については144万人泊となり、2020年（令和2年）に東北の訪日外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標の達成が目前となっている。（図表I-42）。

図表I-42 地方ブロック別外国人延べ宿泊者数

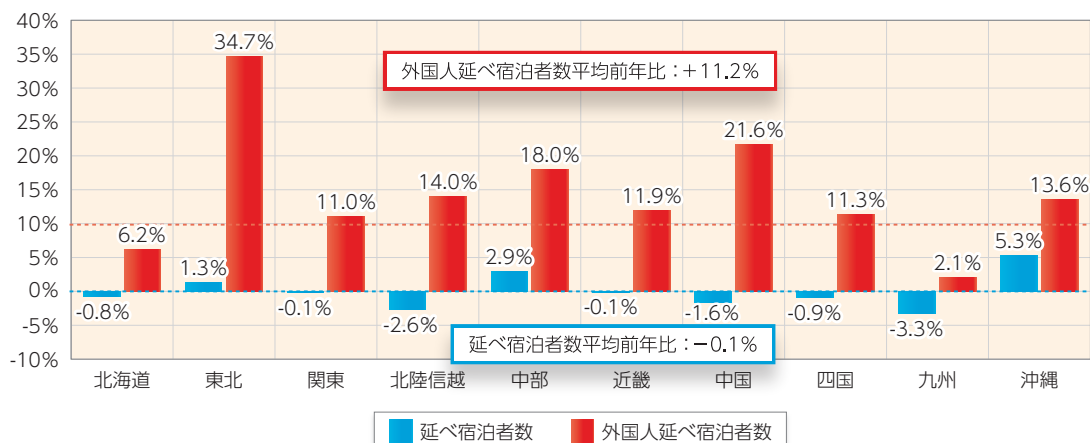


資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年（平成30年）の数値は速報値。

2018年（平成30年）の延べ宿泊者数について、前年比でみると、東北、中部及び沖縄地方では増加となった。また、外国人延べ宿泊者数は、すべての地方で伸びており、特に東北及び中国地方の伸び率が高かった（図表I-43）。

図表I-43 延べ宿泊者数（全体）及び外国人延べ宿泊者数の地方ブロック別対前年比2018年（平成30年）

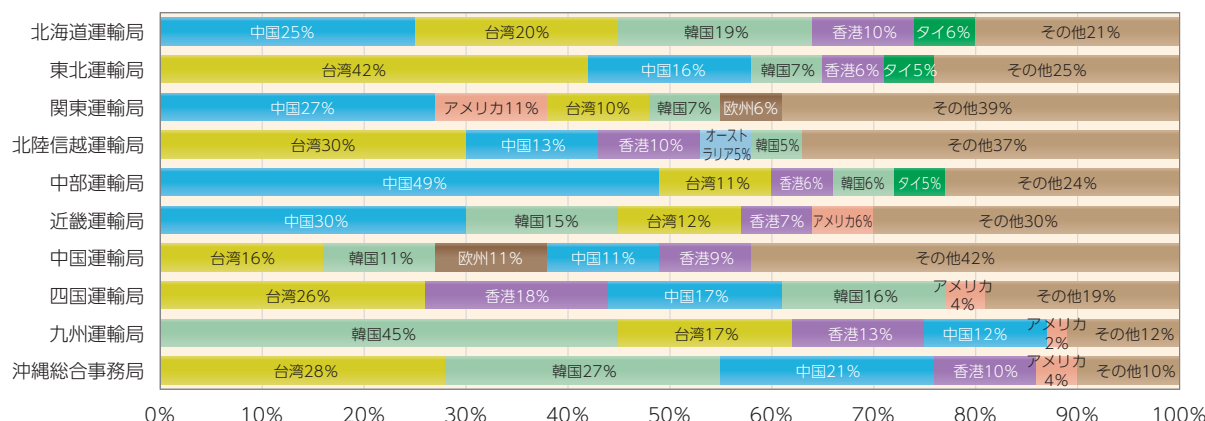


資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2017年（平成29年）の確定値と2018年（平成30年）の速報値を比較した。

2018年(平成30年)における地方ブロック別外国人延べ宿泊者について、国籍・地域別にみると、中国からの宿泊者が北海道・関東・中部・近畿の4地方で、韓国からの宿泊者が九州で、台湾からの宿泊者が東北・北陸信越・中国・四国・沖縄の5地方で最も高い比率を占めた(図表I-44)。

■ 図表I-44 ■ 地方ブロック別外国人延べ宿泊者の国・地域別構成比2018年(平成30年)



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注1：2018年(平成30年)の数値は速報値。

注2：欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6箇国。

地方ごとの動向の分析は以下のとおりである。

1 北海道

2018年(平成30年)9月に発生した台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震の影響もあり延べ宿泊者数全体としては微減となった。

外国人延べ宿泊者数については、地震の影響により9～11月は大きく減少したものの、ふっこう割や日本政府観光局によるプロモーション等の「元気です 北海道／Welcome! HOKKAIDO, Japan.」キャンペーンの効果等により持ち直したことで、国際航空便の新規就航・増便により年間としては増加した。特にインドネシアの伸び率が顕著であった。

2 東北

2020年(令和2年)に東北6県の外国人延べ宿泊者数¹²を150万人泊とする目標を掲げ、地方公共団体、観光関係機関等と連携し東北一体のプロモーション等の取組を推進してきたことや、各空港への国際航空路線増加等もあり、東北6県の外国人延べ宿泊者数¹²は100万人泊を超え過去最高となった。東北の宿泊者数のうち約4割を占める台湾は前年に引き続き好調であるが、前年比ではシンガポール、マレーシア及びベトナムの伸び率が大きく、一方で韓国は伸び悩んでいる。

3 関東

首都圏空港(羽田・成田)、茨城空港における国際航空便の新規就航や増便の効果によって、関東全体の外国人延べ宿泊者数が増加した。特に、千葉県、山梨県等においてインド、ベトナム等アジアの伸び率が顕著であった。また、2018年(平成30年)に多く発生した自然災害については影響が少なく、外国人延べ宿泊者数が増加傾向であった。

¹² 本節において、「東北6県の外国人延べ宿泊者数」は、従業者数10人以上の宿泊施設の数値。

4 北陸信越

管内空港における国際空港便の増便やLCCの新規就航もあり台湾・中国からの外国人延べ宿泊者数が増えたほか、「グランド・サークル・プロジェクト」(北陸新幹線沿線地方公共団体等と連携したプロモーション)の効果もあり、東・東南アジアに加え、欧米からの外国人延べ宿泊者数も増え、外国人延べ宿泊者数は過去最高となった。

5 中部

中部国際空港における国際航空便の新規就航や増便による効果に加え、地方公共団体、観光関係機関等と連携した昇龍道プロジェクトの取組の推進による効果もあり、外国人延べ宿泊者数が増加した。特にタイ及び中国からの伸びの影響が大きかった。また、延べ宿泊者数全体についても増加した。

6 近畿

2018年(平成30年)は、地震、豪雨、台風等相次ぐ災害にみまわれ、台風第21号発生に伴う関西国際空港の被災による航空便の長期間にわたる欠航の影響により、一時期、外国人延べ宿泊者数が大幅に減少したが、関西国際空港の早期復旧及び東南アジア、中国路線の新規就航や増便等により、外国人延べ宿泊者数は昨年を上回る数字となった。また、日本人延べ宿泊者数は減少したが、延べ宿泊者数全体としては横ばいとなった。

7 中国

「平成30年7月豪雨」、度重なる台風の影響等により、延べ宿泊者数全体及び日本人延べ宿泊者数が減少した。

一方、外国人延べ宿泊者数は災害の影響は少なく、2017年(平成29年)10月から広島空港にシンガポール便が新たに就航したことや欧米豪からの宿泊者数の増加により、初めて200万人泊を突破した。

8 四国

上海～高松間の国際定期航空路線の増便や台湾からのチャーター便の運航等もあり、中国、台湾及び香港からの旅行者が増加し、外国人延べ宿泊者数は増加した。一方、日本人の延べ宿泊者数の減少により、延べ宿泊者数全体については減少した。

9 九州

延べ宿泊者数は、九州全体では減少したが、鹿児島県ではNHK大河ドラマ「西郷どん」放映による効果によって唯一増加となった。

外国人延べ宿泊者数については、九州全体で2.1%と微増であった。北部九州の各県(福岡、佐賀、長崎及び大分)で伸び悩む中、LCCの新規就航や増便等の影響によって、熊本県では香港からの宿泊者が、また南九州3県(熊本、宮崎及び鹿児島)では韓国からの宿泊者が大幅に増加となった。

10 沖縄

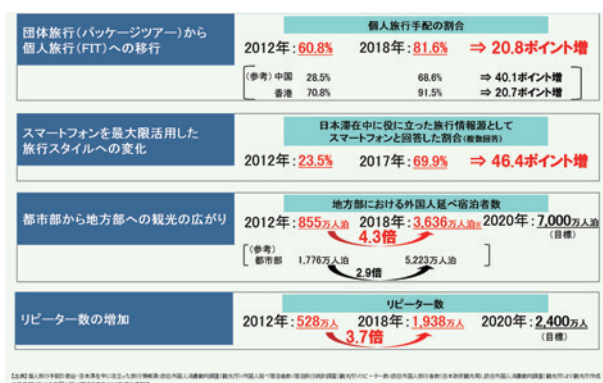
麻しんや台風等の自然災害の影響はあったものの、日本人延べ宿泊者数については、おきなわ技能五輪・アビリンピックの開催、成田～石垣路線の新規就航、既存路線の増便があったこと等により、また、外国人延べ宿泊者数については、訪日旅行人気が続いていることに加え、沖縄発着航空路線の新規就航、既存路線の増便があったこと等により、共に前年を上回った。

コラム
I-4

地域における訪日外国人旅行者の受入環境整備

我が国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げた2020年（令和2年）4,000万人等の政府目標の達成に向けて、政府一丸となって様々な取組を進めているところであり、訪日外国人旅行者数が2018年（平成30年）に初めて3,000万人を突破するなど、着実にその効果が現れている。この間、訪日外国人旅行者の旅行動向は、団体旅行（パッケージツアー）から個人旅行（FIT）への移行、スマートフォンを最大限活用した旅行スタイルへの変化、都市部から地方部への観光の広がり、リピーター数の増加等大きく変化しており、これに伴い、訪日外国人旅行者のニーズも多様化、高度化している。

■ コラム図表 I-4-1 ■ 旅行動向の変化の状況



これらの政府目標の達成に向けては、我が国の多様な魅力についてのプロモーションや地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の磨き上げに取り組むのみならず、訪日外国人旅行者のニーズの変化に的確に対応し、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を進めることが必要不可欠である。

こうした受入環境整備を進めるに当たっては、観光施設や宿泊施設等の狭義の観光関係者に加え、公共交通機関、飲食・小売店、観光地の公共空間を管理する地方公共団体等の関係者が緊密に連携し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。訪日外国人旅行者のニーズを的確に把握した上で、地域の関係者が連携して、必要な受入環境整備の取組を企画・立案、実行し、効果を検証して更なる取組の高度化につなげていくプロセスは、観光地全体のマネジメントの第一歩となるべきもの¹³である。

地域においては、こうした展開に先駆けて、個々の観光施設における受入環境整備といった「点」の取組から、地域一体となった「面」での取組が進行しつつある。本稿では、こうした地域における先進的な受入環境整備の事例に加え、受入環境整備の更なる推進に向けた国の施策についても紹介していきたい。

¹³ 先般公表された「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」の「中間とりまとめ」においても、「DMOは、地域における役割分担に基づき、地域の観光資源の磨き上げや二次交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を、最優先に取り組むこと」ことが明確に位置づけられている。

観光案内板等の面的な整備
デザインコンセプトを統一した観光説明板・観光誘導版を設置し、「博多旧市街」のルートを分かりやすく表示

○公衆トイレの面的整備（愛知県豊田市）

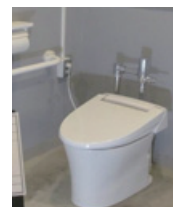
ラグビーワールドカップ2019日本大会を契機に訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、観光庁「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用し、市内16箇所の公衆トイレを一斉に洋式化。

整備された16箇所のトイレについて洋式化率が上昇し、快適なトイレ空間へと変化

整備箇所例（豊田スタジアム周辺）



（改修前）和式便器

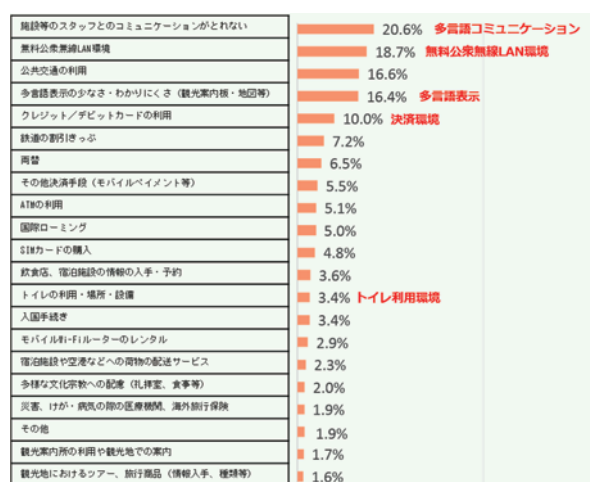


（改修後）洋式便器

2. 観光庁としての支援策

観光庁においては、2017年度（平成29年度）から毎年度、訪日外国人旅行者に対して受入環境整備に関するアンケートを行い、旅行中に困ったことを定期的に把握している。調査項目について年度毎に若干の変更はあるものの、全体的な傾向として、「施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない」や「多言語表示の少なさ・わかりにくさ」、「無料公衆無線LAN環境」、「公共交通の利用」に困ったとの回答が多いことが見て取れる。また、2017年度（平成29年度）と2018年度（平成30年度）を比較すると、調査項目の中で唯一、「その他決済手段」に困ったとの回答が増加していることから、QRコード決済等の急速な普及を受け、訪日外国人旅行者のニーズも変化していることが見て取れる。

■ コラム図表I-4-2 ■ 訪日外国人旅行者が旅行中に困ったこと



資料：平成30年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関するアンケート

こうした訪日外国人旅行者のニーズを踏まえ、観光庁においては、2016年度（平成28年度）に観光案内所、公共交通機関等の施設における多言語対応や無料Wi-Fi環境の整備等への補助制度を創設し、その後、補助メニューの拡大等により制度を発展させながら、地域における受入

2019年度(令和元年度)においては、本稿において紹介したような各地域における先進的な取組を促進し、ストレスフリーで快適な旅行環境を実現するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い市町村等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備、キャッシュレス化の推進、公衆トイレの洋式化等の面的な取組について、新たに創設された国際観光旅客税による税収を活用しつつ集中的に支援する制度を創設したところである。同制度を最大限活用し、今後3年間で約100の観光地の受入環境を抜本的に改善することを目指していく。

ICT等を活用した多言語対応等による観光地等の「まちあるき」の満足度向上

予算額: 3,050百万円

〇 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアについて、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

観光地のグートウェイとしての外国人観光案内所等の機能強化

〇情報提供機能の強化

- デジタルサイネージの設置
- V R機器の導入
- 多言語音声案内システムの整備
- A I ・チャットボットの整備

〇訪日外国人旅行者への対応力の強化

- 無料公共無線LAN環境の整備
- 多言語翻訳システム機能の整備
- 多言語案内表示タブレット端末の設置
- 外国対応端末の導入

〇観光案内所の情報提供機能の強化

- 施設内の設備改良
- 付加価値の向上
- 展示ケースの設置
- P D - コンテンツ作成
- 案内板等の多言語化
- 多言語音声案内システムの整備
- 非接触型決済システムの導入
- 多言語対応の電源コンセントの設置

地域の観光スポットに基づいた数値エリアと一体的整備イメージ

観光案内所 Wi-Fi 公衆トイレ 避難所 防災拠点 観光バス乗り場 観光タクシー乗降場 観光船乗り場 観光列車乗り場 観光飛行機乗り場 観光鉄道乗り場 観光バス乗り場 観光タクシー乗降場 観光船乗り場 観光列車乗り場 観光飛行機乗り場 観光鉄道乗り場

まちなかの周辺機能の強化（まるごとインバウンド対応）

- まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備
- 無料エリアWi-Fiの整備
- IC T を活用した案内表示システムへの整備
- デザインを統一した多言語サインへの整備
- 無料公共無線LAN環境の整備
- 地域での飲食店、小売店等における多言語対応・先進的決済環境の整備
- 多言語翻訳システム機能の整備
- 多言語案内表示タブレット端末の整備
- 海外対応の決済環境の整備
- 先進的な決済環境の整備
- 先進的電子化対応環境の整備
- 企業向けの洋式便所の整備及び東洋圏等向け向上
- 洋式便所の整備及び東洋圏等向け向上（中国語・英語対応）
- 市民家等の歴史的文化資源を活用した観光まちづくり文化財・国立公園の周辺地域における伝統的景観のインバウンド整備を支援
- 歴史的観光資源の顕質化
- シェアサイクルの導入
- 電線の中古化や地下下・基礎工事の整備強化
- 古民家等の観光資源化

「道の駅」インバウンド対応強化モデル事業

〇 レンカールを利用したインバウンド観光の先導者である津軽湾内の「道の駅」における取組について、全国のモデル事業として重点的に支援。

地域	内容
北海道	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
青森県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
岩手県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
宮城県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
秋田県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
山形県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
福島県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
茨城県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
栃木県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
群馬県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
埼玉県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
千葉県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
東京都	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
神奈川県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
静岡県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
愛知県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
岐阜県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
富山県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
石川県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
福井県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
滋賀県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
京都府	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
大阪府	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
兵庫県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
奈良県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
和歌山県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
徳島県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
香川県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
高松市	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
愛媛県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
高知市	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
福岡県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
佐賀県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
大分県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
熊本県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
鹿児島市	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海
沖縄県	道の駅 十勝の森、道の駅 十勝の海

そのほか、「道の駅」の整備費、運営費、観光施設費、「道の駅」の紹介の看板等の整備費などを含む費用により実施する計画の図表を示す。

第7節 地域における観光振興の取組

日本の各地域において、国内外からの観光客誘致や観光地域振興の取組が進められている。以下では、各地方ブロックにおける取組を紹介する。

1 北海道

○スマートフォン決済(アリペイ、ウィーチャットペイ)の導入

北海道を訪れる外国人延べ宿泊者数の約25%を占める中国人旅行者の多くは、自国内でスマートフォン決済を利用している。

このため、北海道運輸局では、スマートフォン決済を①観光地、②乗合バス、③医療機関で導入する実証実験を実施した。観光地は小樽市内の商業施設等において現金決済時との消費額の比較、乗合バスは道南バス株式会社で運賃支払いの利便性の向上、医療機関はJCHO登別病院とニセコインターナショナルクリニックで医療費の未払い対策としての有効性について検証した。参画事業者の多くは実証実験終了後もスマートフォン決済を継続していることから、実験結果を広く周知し、全道的に展開する。



道南バスQRコード設置状況



オリジナル販促ツール

○アドベンチャートラベル人材育成に係る取組

アドベンチャートラベル(AT)は、①自然との関わり、②身体的活動、③異文化体験の3要素のうち2つの要素を含む旅行形態と定義づけられており、欧米を中心に急速に発展している。他方で、自然や文化等の魅力を訪日外国人旅行者向けに楽しくわかりやすく伝えることのできるガイドが不足している。

このため、北海道運輸局では、英語が堪能な学生にガイド体験会を実施し、ガイドという職業の魅力を伝え、さらに今後の施策検討のため、AT先進地であるニュージーランドにおけるガイド産業・ガイド育成方法の調査を行った。今後は調査結果を北海道のAT施策に生かしていく。



ガイド体験会の風景(旭岳にて)

○大規模地震等に備えた訪日外国人旅行者への情報集約・提供方法に関する実証事業

平成30年北海道胆振東部地震では、避難所情報、交通情報等の必要な情報を迅速に提供できず、訪日外国人旅行者に不安を感じさせることとなった。

このため、北海道運輸局では、行政、日本政府観光局、交通事業者、宿泊事業者、旅行会社、報道機関、在札幌外国公館等の協力により、実効性のあるガイドラインを策定し、災害時に訪日外国人旅行者が必要とする災害の基本情報、避難所の開設情報、交通機関の運行情報、交通拠点の情報等を正確、迅速に提供する情報伝達の仕組みを構築した。今後も関係者との連携を強め、合同訓練を行うなど継続的な取組を行い、大規模災害の対応に備える。

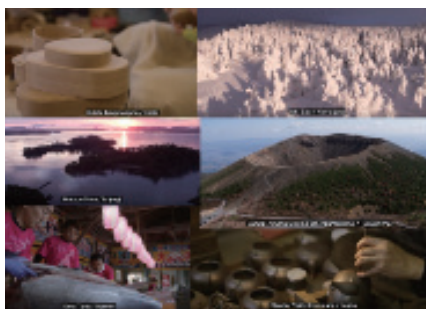
2 東北

○「東北観光復興対策交付金」を活用した観光復興

東北のインバウンド観光については、東日本大震災に伴う風評の影響等により、伸び悩みが見られていたが、2018年（平成30年）に東北6県の外国人延べ宿泊数は121.4万人泊となった。今後も2020年（令和2年）150万人泊に向けて観光振興に引き続き取組を推進していく。

事業としては、東北の魅力である四季のPR動画を活用し、米国、中国等対象12市場に対し、各市場の特性に合わせた東北の秋や冬の観光コンテンツの動画広告を実施するなど、更なる東北の認知度向上を図ることにより、来訪需要を喚起し、特設サイトへの誘導を行うなど誘客の動機付けにつなげた。

さらに、冬の観光コンテンツ造成を図り、東北ならではの祭り、食等の伝統文化とスノーアクティビティを組み合わせた着地型旅行商品造成等に取り組んだほか、Wi-Fiの整備、多言語表示の整備、キャッシュレス対応といった外国人の受入環境整備を図った。



東北の魅力である四季のPR動画

○東北ファンの獲得に向けた新たな魅力の発信

台湾の学校教育関係者を招請し、震災遺構の視察や農家民泊、学校交流を行ったほか、教育旅行に関する意見交換会を実施するなど、東北における教育旅行の魅力を発信した。

また、ムスリムが多く、訪日旅行者が増加しているインドネシア市場に対して、新たな東北の魅力を発信した。具体的には、インドネシアのメディアを招請し、FIT旅行者を意識した公共交通機関で移動できる観光スポットや、ムスリム対応の飲食店等、ムスリム旅行者が気軽に楽しめるスポットを取材していただき、FIT旅行者への情報発信を行った。

これらの事業を通じて、新たな東北の魅力を発信し、東北の認知度向上と誘客促進を図った。



ムスリム対応飲食店での食事の様子



宮城オルレコース視察
(2018年(平成30年)10月オープン)

3 関東

○ラグビーワールドカップ2019日本大会関連観光プロモーション事業

2018年(平成30年)10月27日に日産スタジアムで開催されたキヤノンブレディスローカップ2018において、ラグビーワールドカップ2019日本大会の試合が行われる関東地域の5つの地方公共団体等と連携し、外国人観戦客向けの観光紹介ブースを出展した。

ブースでは、「日本酒 = SAKE」をテーマに埼玉県、東京都及び神奈川県日本酒を用意し、日本酒の魅力を国内外に発信するアンバサダー「ミス日本酒(Miss SAKE)」の協力も得て、試飲を通じて観光地としての魅力を紹介した。



ミス日本酒(Miss SAKE)と外国人観戦客との
記念撮影



メディアによるブース取材

○関東観光まちづくりコンサルティング事業

2006年度(平成18年度)から観光による交流人口の拡大を目的に地域と関東運輸局が一体となった観光まちづくりの取組を実施している。2018年度(平成30年度)は神奈川県真鶴町において、2016年度(平成28年度)に同事業を活用し策定したオリジナルの観光資源「真鶴ライフ」を中心とした観光グランドコンセプト「幸せをつくる真鶴時間」とその後の取組状況について現地を訪問してフォローアップを実施した。真鶴町では、グランドコンセプトのロゴマーク作成や町内への周知を図るとともに、観光グランドコンセプトを具体的に実現するためのアクションプランを作成し、観光によるまちづくりに取り組んだ。

4 北陸信越

○アドベンチャートラベルによるインバウンド需要の拡大

北陸信越運輸局では、長野県及び新潟県において通年型の観光地を目指すべく、長野・新潟スノーリゾートアライアンス実行委員会等と連携して、トレッキング、サイクリングを中心としたアドベンチャートラベル(AT)のグリーン期への拡大を進めている。一般社団法人長野県観光機構では、長野県を世界有数の山岳リゾートとすべく、2018年(平成30年)6月にATTA(Adventure Travel Trade Association)のスタッフを招請し、中山道やAT関係者間のネットワーキングを目的とした「Adventure Connect」を開催した。また、北陸信越運輸局では、長野県と連携し、2018年度(平成30年度)に外国人登山者ガイド養成事業(実証事業)を実施した。

AT市場の旅行消費単価は一般的な旅行市場に比べ高く、今後の市場拡大も大いに期待される分野であり、今後は、ATのインバウンド需要の拡大を目的とした各種プロモーション(グリーン期専用サイトの構築、旅行会社招請、旅行博出展等)やコンテンツ造成(ATコンテンツ候補の収集・整理、海外AT専門家によるセミナー・ワークショップ開催、モニターツアー等)を実施するなど、北陸信越運輸局管内のAT関連の取組を推進していくこととしている。



2018年(平成30年)9月に開催された「Adventure Connect」



長野－新潟県境エリアのアクティビティマップ

○災害時の外国人観光客対応セミナーの開催

新潟市では2019年(平成31年)3月4日、宿泊施設を対象に「災害時の外国人観光客対応セミナー」を実施した。今回のセミナーでは、2017年度(平成29年度)の北陸信越運輸局実証事業で作成した「外国人旅行者のための避難誘導マニュアル」を活用するとともに、平成28年(2016年)熊本地震を経験した宿泊施設の方を講師に招き、講演を行った。

今後は、地域住民や観光施設等にも避難誘導マニュアルの周知を図るとともに、災害時における日本人・外国人観光客への対応体制の整備について、民間事業者を加えた検討チームを立ち上げ、地域防災計画の改定に組み込む予定である。

5 中部

○「中部の観光は元気です！」発信プロジェクト

飛騨地域(高山市・下呂市・飛騨市・白川村)及び郡上市では、平成30年7月豪雨後も、観光地や観光施設は被害を受けておらず、高速バス等の利用による交通アクセスも確保できており、通常どおり観光を楽しめる状況にあったものの、JR高山線及び長良川鉄道の一部が運休となっていたこと等を背景として、風評による観光客の減少が見受けられたことから、これら地域への観光客の回復を加速するため、「中部の観光は元気です！」を発信するプロジェクトを開始、3箇国語(英語、中国語(繁体字)及び日本語)のチラシを作成し、訪日外国人旅行者・日本人旅行者への正確な情報発信を行い、風評被害の払拭を図った。



元気です！チラシ

○多言語コミュニケーションをテーマに受入環境整備分科会の開催

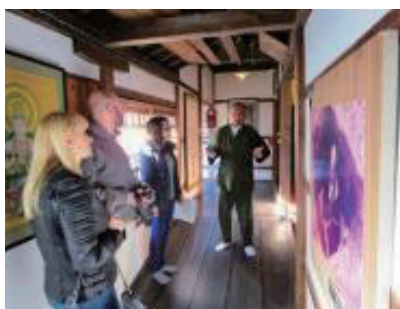
訪日外国人旅行者が旅行中に最も困ったこととしてあげられる「施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない」との課題に対応するため、多言語コミュニケーションをテーマとした受入環境整備分科会を開催し約100名の参加があった。多言語コミュニケーション関連事業者等から、訪日外国人旅行者の増加を見据えた最新の翻訳機器、翻訳・通訳システム等が紹介された。翻訳機を導入する管内の交通事業者も増えてきており、今後とも関係者に導入を働きかけていく。

○アクセス改善のための実証事業を実施

飛騨地域を訪れる外国人旅行者は一部の訪問先に集中していることから、周遊性を向上させ、訪問先の分散・多様化を図るとともに、地域内での滞在時間を延ばし消費の拡大に繋げるための実証事業を実施した。事業では、地方公共団体、観光事業者、タクシー事業者、通訳案内士等、多様な関係者が参画した検討会を開催し、二次交通や多言語対応等の課題を把握するとともに、タクシーに通訳案内士が同乗し、見どころを案内する付加価値の高い着地型観光の商品化を目指し、外国人によるモデルコースのモニター調査を実施した。今後は飛騨地域の地方公共団体が主導し、タクシー事業者と通訳案内士が連携して旅行商品造成等についての情報交換を行うことができる体制の整備を行っていく。



検討会の様子



モニターツアーの様子



6 近畿

○「関西ツーリズムグランドデザイン2021」を策定

2018年(平成30年)10月、「広域連携DMO」である一般財団法人関西観光本部が「関西ツーリズムグランドデザイン2021 -The Exciting Journey, KANSAI-」を策定した。近畿運輸局の提案も踏まえた関西の「目指す姿」を定め、その実現に向け各取組主体と一般財団法人関西観光本部の適切な役

割分担の下、2021年(令和3年)までの期間で関西全体が取り組む5つの「重点テーマ」を決定した。

「重点テーマ」

- (1) 基礎的データのリサーチ(関西全体に係るマーケティング基礎データの整備等)
- (2) 「二極集中」から広域周遊の拡大(京都市・大阪市からの“プラスワン・トリップ”の推進等)
- (3) “する/みるスポーツ”の観光コンテンツ化(ニーズ・シーズのマッチング等)
- (4) すべての人に優しい旅行環境の整備(キャッシュレス支払環境の整備支援等)
- (5) 従来型にとらわれない、新たな情報発信(関西観光の新たなポータルサイトの構築等)

関西の「目指す姿」の実現に向け、近畿運輸局も各主体と積極的に連携協働、関与、支援を行う。

○「快適に観光できる度合」を見える化

世界では観光客の急増による影響が課題となる、いわゆるオーバーツーリズム¹⁴問題が生じている地域もあり、インバウンドの伸びが好調な日本においても、今後同様の事態が生じることが懸念される。

このため、京都市及び公益社団法人京都市観光協会、地域の皆様の協力の下、紅葉時期の京都市嵐山エリアにおいて、分散化に係る実証事業を実施した。

日本で初めてWi-Fiアクセスデータを活用して観光需要を予測し、「観光快適度」の見える化を図ることを通じて、快適に観光できる時間帯への訪問や周辺エリアへの回遊を促すことを検証した。今まで比較的観光客の少なかった観光地から「ウェブサイトを見て空いていることを知って訪れてくれた方がいた」との声が聞かれ、周辺エリアへの回遊に一定の効果があったものと思われる。今後は京都市他地域を含む同様の課題がある地域への展開を検討する。



ウェブサイト「嵐山快適観光ナビ」



訪日外国人旅行者へのアンケート

7 中国

○米子の街に灯りをともすプロジェクト

一般社団法人山陰インバウンド機構では、地域課題の解決を支援する取組として、鳥取県米子市において「米子の街に灯りをともすプロジェクト」を地元地方公共団体、観光協会、商工会議所等と協力して実施している。

¹⁴ UNWTO(国連世界観光機関)は、2018年(平成30年)9月に発行した「『Overtourism』? - Understanding and Managing Urban Tourism Growth beyond Perceptions」において、オーバーツーリズムについて、以下の2つの定義を紹介している。

- 観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び/或いは訪れる観光客の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響。
- 訪問者が多すぎて、その地域での生活または体験の質が受け入れられないほど悪化したと、地元の住民や訪問者が感じている場所。

米子空港の国際線拡大に伴い増加している米子駅周辺に宿泊する訪日外国人旅行者に対し、周遊アプリを通じて多言語による地元グルメや特典サービス等の情報を提供し、夜の街を楽しんでいたきながら地域の消費拡大を促そうとする取組である。アプリにより得られる動態データに基づき、効果的なプロモーションや誘客施策、インバウンド受入課題の解決等につなげていくことが計画されている。



飲食店グルメマップの内容



アプリ画面

○平成30年7月豪雨の風評払拭、観光客の回復に向けた情報発信活動

平成30年7月豪雨で中国地方各地では多くの土砂災害が発生した。観光地の直接被害は少なく、普段どおり営業しているにもかかわらず、風評等により観光客が大幅に減少した。

中国運輸局では、同年9月に特に観光への影響が大きかった広島県呉市において、関係地方公共団体、瀬戸内をベースに活動しているアイドルグループSTU48と協力して「呉地域に来てクレ！観光PRプロジェクト」を実施し、観光情報を広く発信した。

さらに、同年11月に国内在住の日本人、外国人インフルエンサーに中国地方を巡ってもらい、SNS、ウェブサイト等にて情報発信すると共に、岡山県倉敷市で風評被害払拭のためシンポジウムを開催した。



「呉地域に来てクレ！観光PRプロジェクト」©STU

8 四国

○四国八十八景プロジェクト

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、四国を訪れる観光客の増加を図るため、2015年（平成27年）から四国運輸局と四国地方整備局が中心となって、四国らしい風景や街並み等を四国八十八景として選定し、その魅力を広くプロモートしていく「四国八十八景プロ

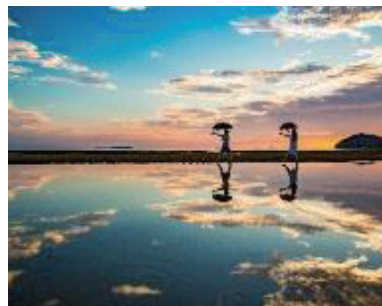
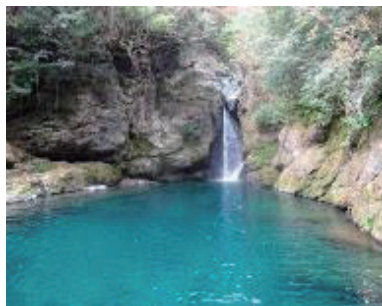
ジェクト」に取り組んでいる。

四国八十八景としてふさわしい景勝地の募集を2015年(平成27年)から2017年(平成29年)までに2回行い、地方公共団体等から358箇所の応募があり、2018年(平成30年)6月に観光列車を含む八十八箇所を絶景の聖地として四国八十八景に選定した。

選定箇所の管理者には四国八十八景のシンボルマークがデザインされたPR用幟旗とピンバッジを配布し認知度向上に取り組んだ。また2018年(平成30年)11月18日～20日の日程で、四国八十八景を体験するモニターツアーを実施し、参加者のSNSや企業の媒体を活用した情報発信を行い、更なる魅力向上を推し進めた。



モニターツアーの様子



四国八十八景選定地(左：にご淵(高知県の町)、右：父母ヶ浜(香川県三豊市))

○訪日外国人旅行者の周遊動態・趣向分析調査事業

四国では、増加する訪日外国人旅行者を如何に四国に引き込むのか、そのためには何が必要かという点について、経験・現場感覚に基づく事業から、定量的なデータを基にした事業実施及び計画策定への脱却を図るため、大きく2つの調査事業を行った。

1つは、既存ターゲットである東アジアからの旅行者の更なる確保のため、GPSデータを活用した周遊動態分析調査を実施し、昼・夜の滞在等について確認した。

もう1つは、新規ターゲットの獲得のため、米国、フランス、オーストラリア、タイ及びシンガポールに関する趣向分析調査を実施し、四国内の観光コンテンツと各国からの旅行者との親和性等について確認した。

また、四国4県のそれぞれで報告会を開催し、各地域における課題等について、有識者からの指摘及び外国人ならではの意見を交えて検討することで、各事業者等が行うべき方向性の整理、課題の明確化を図った。



周遊動態・趣向分析調査資料



報告会の様子



9 九州

○ラグビーW杯を契機とした欧米豪からの誘客促進に向けた九州運輸局の取組

■国際観光シンポジウムの開催

ラグビーワールドカップ2019日本大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの訪日外国人旅行者が九州を訪問することが見込まれるこの機会を捉え、欧米豪から見た九州の認知度を高め、長期滞在が可能となる受入環境を整備するために「何が必要なのか」「九州の観光をこれからどのような転換を図っていくのか」をテーマとする国際観光シンポジウム「九州インバウンド・未来へのトライ!」を開催(2018年(平成30年)9月7日福岡市)し、リレー形式による全国各地域の先進事例報告やラグビーワールドカップ2019日本大会アンバサダーによる講演、九州観光のキーパーソンによるパネルディスカッションを通じ、今後の九州観光に対する理解を深め、更なる連携強化と機運醸成を図った。

約550名の観光関係及び一般参加者アンケートからは、ラグビーワールドカップ2019日本大会が欧米豪に「九州を知ってもらいたい良い機会」となり、九州インバウンドの更なる発展につながることを期待する声が多かった一方で、「一過性のイベントとしないこと」「これからの取組が大事」といった意見も多く寄せられた。



国際観光シンポジウムチラシ

■欧米豪をターゲットとした九州関心度等の基礎調査

九州の外国人入国者数は近年大幅に増加しているが、その約97%が中国、韓国等アジアの地域からであり、欧米豪を始めとするアジア以外からの観光客は、ほとんど来ていないのが現状である。

このため、九州運輸局では、九州に対する認知度・関心度の把握と今後の受入対策を講じる上での基礎資料として活用することを目的に「旅行口コミサイトの投稿」「九州訪問前後の行動経路」「九州の観光コンテンツに対する関心度」等、欧米豪インバウンドの生の声について調査を実施した。

この調査概要について、国際観光シンポジウム第2弾として行った九州運輸コロキウム(2018年(平成30年)11月30日福岡市)において、地方公共団体、観光関係者等約200人に対して発表し、戦略策定のための資料の提供と誘客促進に向けた取組を行った。

10 沖縄

○泡盛の酒蔵における訪日外国人旅行者受入体制整備モデルケース形成事業

伝統的な日本産酒類である泡盛を活用した酒蔵ツーリズムの推進及びそれを通じた訪日外国人旅

行者の旅行消費額の増加、ひいては泡盛の販売量増加に資するため、泡盛の酒蔵において訪日外国人旅行者への対応ができるよう、訪日外国人旅行者受入体制のモデルケース構築についての取組を行った。

具体的には、訪日外国人旅行者への対応で最も課題となっている多言語対応について対応マニュアルや指差し確認ツールを作成するとともに、通訳案内士を対象とした泡盛の専門知識や用語を習得するための講習会、酒蔵関係者を対象とした外国人接客スキルを習得するための講習会を開催した。また、当該対応マニュアル・ツール作成や講習会開催を踏まえ、訪日外国人旅行者向け酒蔵モニターツアーを実施して効果検証を行い、泡盛の酒蔵ツーリズムの課題の整理・対応策の検討を行った。



対応マニュアル



講習会の様子



モニターツアーの様子

コラム I-5

「世界水準のDMOの形成・育成」について

2016年(平成28年)3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年(令和2年)訪日外国人旅行者数4,000万人・訪日外国人旅行消費額8兆円等の目標を定めるとともに、これらの目標達成のための課題の一つとして「世界水準のDMOの形成・育成」を促進していくことを掲げている。

2015年(平成27年)に日本版登録制度が創設されて現在まで、237法人¹⁵が「日本版DMO」及び候補法人として登録されるなど、各地域において観光地域づくり法人(DMO)に関する取組が進められる一方、地域においては観光地域づくり法人(DMO)に関してその役割や組織のあり方について戸惑う声も少なからず聞かれている。

同ビジョンでは、観光が地方創生の切り札であると位置づけられていることから、今後観光地域づくり法人(DMO)を中心として地域の果たすべき役割がますます重要になると期待されており、これまでの地域における観光地域づくり法人(DMO)に関する取組の現状を踏まえつつ、2020年以降も視野に入れながら、改めて観光地域づくり法人(DMO)の役割等を整理することが必要である。

観光庁では、こうした問題意識を踏まえ、観光地域づくり、観光地域づくり法人(DMO)の制度設計、インバウンド施策の専門家や地域、インバウンドビジネスに携わる実務者を委員とする「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を2018年(平成30年)11月に開催し、観光地域づくり法人(DMO)の取組状況に関する網羅的な調査や広域連携、地域連携、地域といっ

¹⁵ 2019年(平成31年)3月29日時点

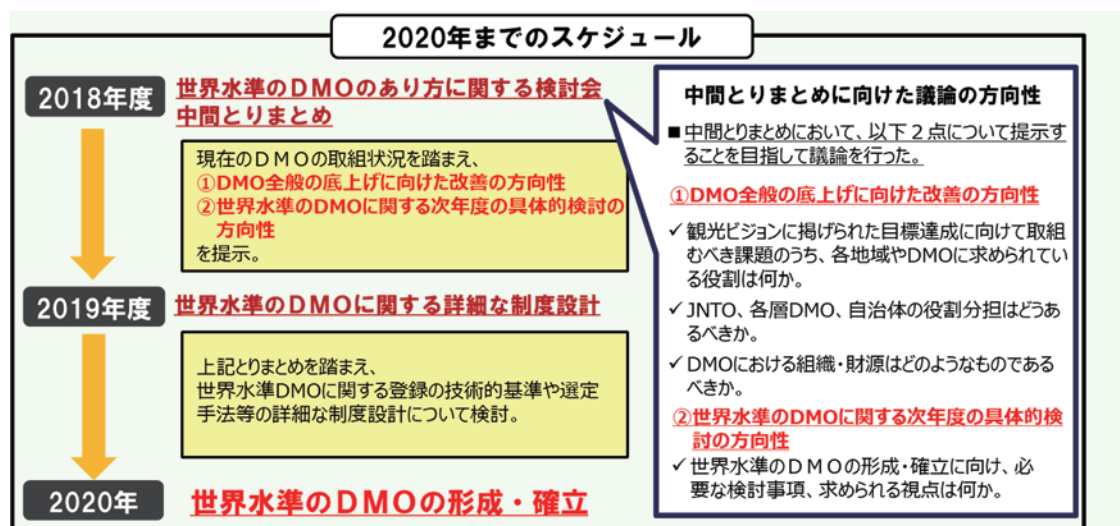
た各層の観光地域づくり法人 (DMO) や日本政府観光局の取組についてもヒアリングを行い、7回にわたり議論を行ってきた。

本検討会においては、各委員の指摘やヒアリング等を踏まえ、2019年(平成31年)3月の中間とりまとめにおいて、「①DMO全般の底上げに向けた改善の方向性」及び「②世界水準のDMOに関する次年度の具体的検討の方向性」を提示した。

具体的には、「①DMO全般の底上げに向けた改善の方向性」として、「DMO・自治体をはじめ地域の関係者全体の役割分担及び取組内容を明確化する」必要があること、「DMOは、地域の観光資源の磨き上げや多言語表記等の着地整備を最優先に取り組むこと」、「情報発信は、日本政府観光局のマーケティングツール等を最大限活用し、効果的・効率的に実施すること」等の方向性が示された。

また、「②世界水準のDMOに関する次年度の具体的検討の方向性」に関しては、「全国一律の定量的な基準ではなく、地域の特色等に応じた柔軟な選定が可能となるものとすべき」こと、「世界水準のDMOへ選定された後の取組についても、国と地域が一体となってPDCAサイクルを回していくこと」等の方向性が示された。

2019年度(令和元年度)については、こうした提言を踏まえ、国は、観光地域づくり法人(DMO)の底上げに資するガイドラインを作成し、観光地域づくり法人(DMO)の取組に日本政府観光局が対応できるような環境整備を進めるとともに、「世界水準のDMO」の選定に関する詳細な制度設計については、有識者の意見を踏まえながら検討を行っていく。



資料：観光庁「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」資料